新潟県ＧＡＰ推進マニュアル（別冊）
作物別チェックシート例

平成24年３月
新　潟　県

目　　次

作物別ＧＡＰチェックシート（例）の活用について ‥ 1

参考１　作物別ＧＡＰチェックシート（例）‥‥‥‥‥ 3

（１）普通作物　米（水稲）‥‥‥‥‥

作物別ＧＡＰチェックシート（例）の活用について

本マニュアル（別冊）では、農業者と産地等が地域ぐるみでＧＡＰに取り組むことを想定して作物別にＧＡＰシートを例示していますので、活用してください。

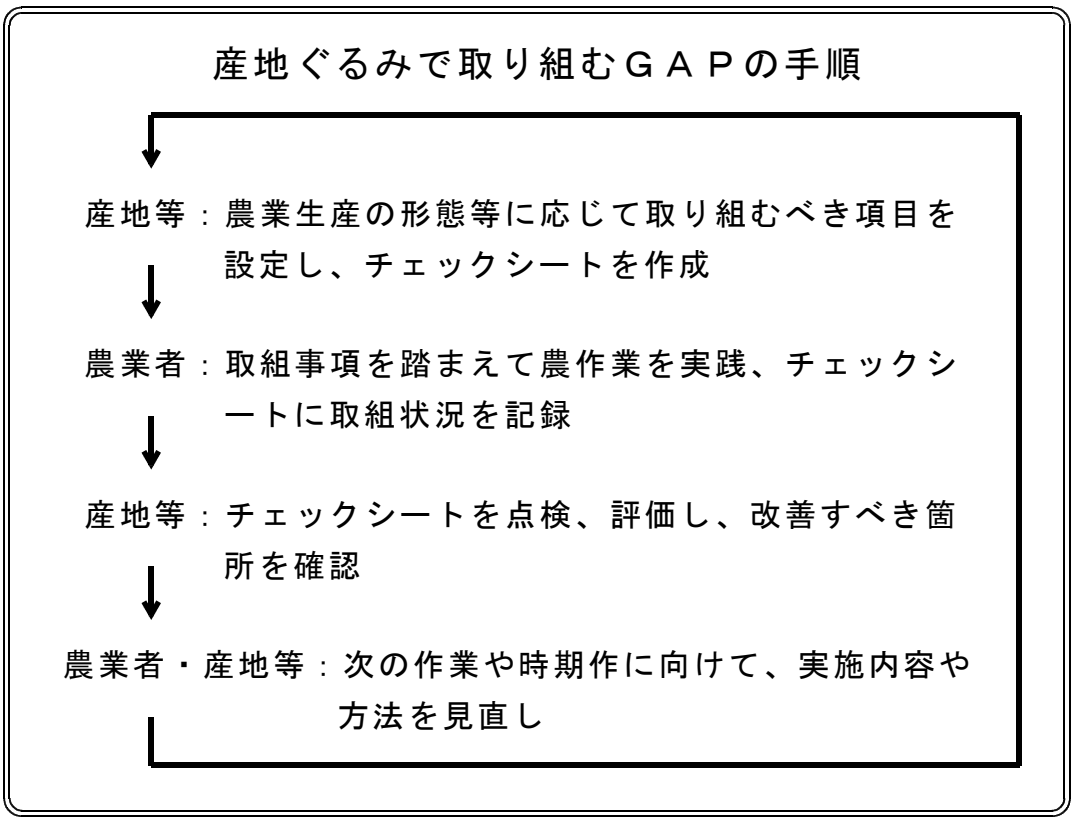

○ 留意点

チェックシート（例）は、普通作物　米（水稲）、園芸（野菜）、園芸(果樹)、きのこ（菌床きのこ栽培)、きのこ（しいたけ原木栽培）及び飼料作物について、国が策定した「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン」の取組内容を反映した上で、独自の項目を加えて記載しています。

活用に当たっては、それぞれの産地の実情に合わせて、新たな内容やより詳細な内容の付加、点検項目の工夫などを行い活用をお願いします。

参考１　作物別ＧＡＰチェックシート（例）

（１）普通作物　米（水稲）

米（水稲）の一般的生産工程図（例）

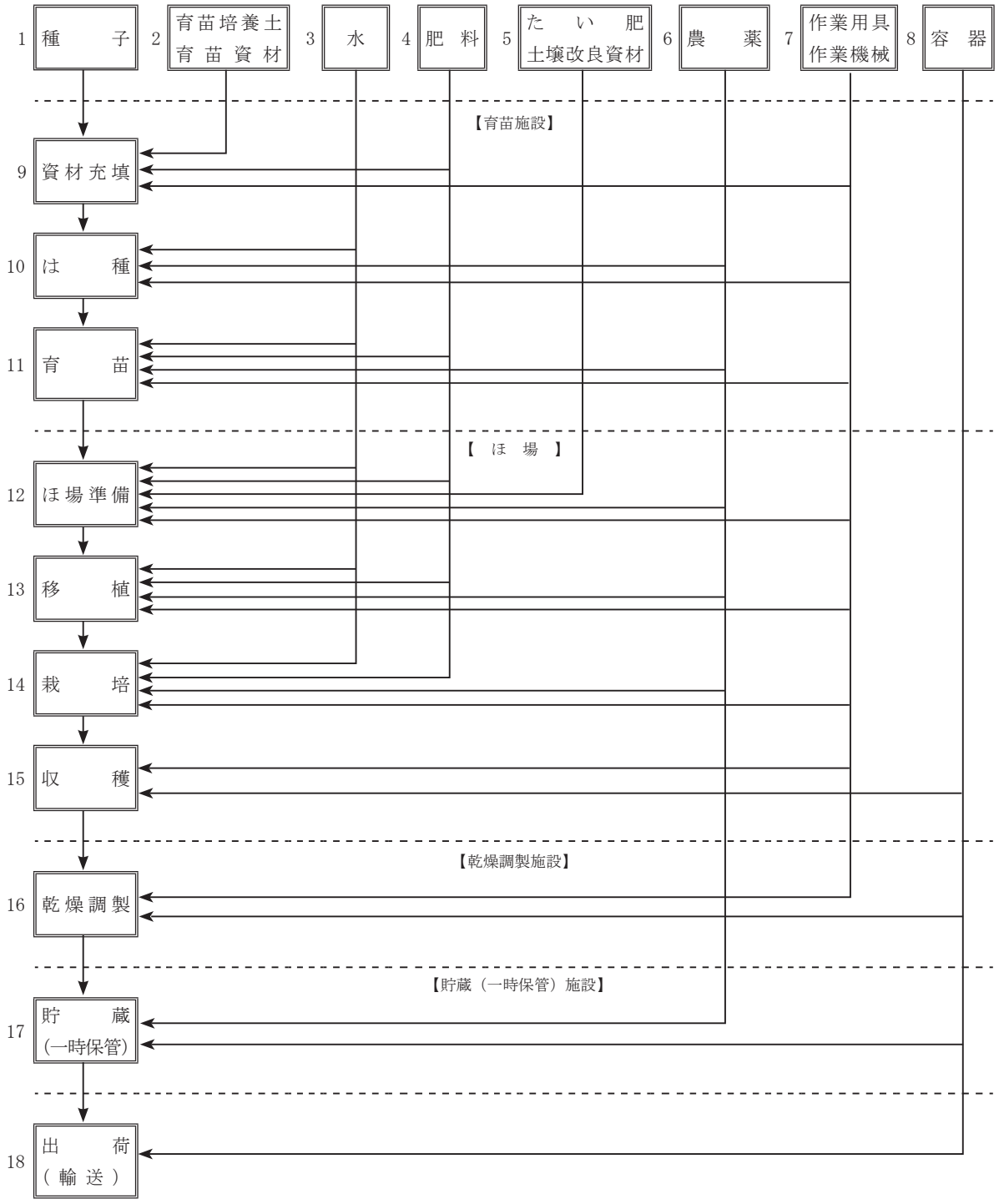

※ほ場準備　・耕起
・土壌改良資材／たい肥／肥料施用　など

※栽　　培　・水管理
・農薬散布　など

○ 米（水稲）の生産工程とリスク管理の内容

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法
は種・育苗工程				
育苗施設	・種子 ・農薬 ・床土 ・育苗箱	・登録のない農薬等	・作業者の保管管理不良 ・農薬の処理方法の不備 ・汚染土壌 ・土壌 pH	・購入した種子袋の中札や購入伝票による品種の確認 ・種子消毒に関する記録の確認 ・適切な保管管理と購入伝票等による登録農薬の確認 ・登録農薬の使用と農薬使用基準の遵守の徹底 ・床土や使用資材に関する記録の確認
ほ場準備・移植・栽培工程				
ほ場	・土壌（ほ場及び周辺環境）	・カドミウム	・土壌のカドミウム汚染 ・土地の生産履歴 ・周辺環境の汚染	・ベントナイトを施用し床締めを実施 ・土壌の酸性度（pH）を中性にする肥料を施用 ・土地の生産履歴や周辺環境の確認、廃棄物の管理
	・水	・カドミウム	・原水の汚染	・水源の確認 ・用水の変更
	・農薬	・登録のない農薬等 ・基準値以上の残留農薬	・作業者の保管管理不良 ・農薬の処理方法の不備	・適切な保管管理と購入伝票等による登録農薬の確認 ・登録農薬の使用と農薬使用基準の遵守の徹底
	・水管理	・カドミウム	・出穂前３週間から出穂後 25 日間の湛水管理不良	・出穂前３週間から出穂後 25 日間の湛水管理の徹底
収穫工程				
ほ場	・栽培管理	・かび毒 ・異種穀粒 ・異物	・稲の倒伏 ・防除(稲こうじ病等)の不徹底 ・収穫時期の不徹底 ・異種穀粒の混在	・生育診断に基づく栽培管理による倒伏防止 ・稲こうじ病等の的確な防除 ・適期に収穫できるように計画し、適期収穫の徹底 ・異種穀粒の除去
	・作業用具・機械	・異種穀粒 ・異物	・収穫作業用具 ・機械の管理（清掃、洗浄）不良 ・異種穀粒の混入	・収穫作業用具・機械の点検維持 ・異種穀粒の除去
	・容器	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い
乾燥調製工程				
乾燥調製施設	・作業者の衛生	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持
	・乾燥調製施設 ・乾燥調製機械	・かび毒 ・異種穀粒 ・異物	・乾燥調製施設、乾燥調製機械の衛生管理不良 ・水分含量の管理不良 ・選別不良 ・異種穀粒の混入 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・乾燥調製施設、乾燥調製機械の清潔さ維持、廃棄物の管理 ・乾燥終了後、ロット毎の水分含量の点検の徹底 ・比重選別による異物等の選別 ・粗選機や色彩選別機による異物等の選別 ・小動物・衛生昆虫の生息点検と防除（施設点検、補修、清掃、駆除）
	・容器（コンテナ）	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持と衛生的な取り扱い
	・運搬車両	・異物	・運搬車両の管理（清掃、洗浄）不良	・運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
貯蔵（一時保管）工程				
貯蔵施設	・作業者の衛生	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持
	・運搬車両	・異物	・運搬車両の管理（清掃、洗浄）不良	・運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
	・容器（コンテナ）	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持と衛生的な取り扱い
	・貯蔵施設	・かび毒（かび）	・貯蔵（一時保管）施設の衛生管理不良 ・温湿度管理の不徹底 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・貯蔵施設の清潔さ維持とメンテナンス ・定期的な穀温の管理、サイロ内の確認の徹底 ・小動物・衛生昆虫の生息点検と防除（施設点検、補修、清掃、駆除）
	・農薬散布（くん蒸）	・基準値以上の残留農薬	・農薬の処理方法の不備	・農薬の使用基準の遵守の徹底
出荷（輸送）工程				
出荷（輸送）	・作業者の衛生	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持
	・運搬車両	・異物	・運搬車両の管理（清掃、洗浄）不良	・運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
	・容器（コンテナ）	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持と衛生的な取り扱い
	・防水シート	・かび毒	・使用資材の管理（清掃、洗浄）不良	・使用資材の清潔さ維持

米(水稲)のＧＡＰ項目(例)

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

目的	工程	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
食品安全	ほ場環境の確認と衛生管理	1	◎	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	・ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認 ・ほ場及び水源への動物の侵入の確認 ・汚染された地表水の流入により、ほ場が汚染される可能性の確認 ・廃棄物や資材等が適切に管理されており、これらが生産物を汚染する可能性がないことを確認　等	農業者	・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）第１の(1)
	農薬の使用	2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬適正使用に係る研修会の開催や参加による知識の習得	産地・団体事務局 農業者	・農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条の3
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	・農薬を使用する前に農林水産省の登録番号があることを確認	農業者	・農薬取締法（昭和23年法律第82号）第11条
		4	◎	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・農薬使用前に防除器具等を点検し十分に洗浄されていることを確認 ・農薬使用後に防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所を十分に洗浄	農業者	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）１の２の(4)
		5	◎	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）	・農薬の使用の都度､容器又は包装の以下の表示内容を確認 ①適用作物 ②使用量 ③希釈倍率 ④使用時期（収穫前の使用禁止期間） ⑤使用回数（使用前に記録簿を確認） ⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない） ⑦使用上の注意	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第2条
		6	○	農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）	・農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するための対策の実施 （対策の例） ①周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供 ②農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布 ③近隣に影響が少ない天候や時間帯での散布 ④風向きを考慮したノズルの向きの決定 ⑤飛散が少ない剤型の農薬、散布方法、散布器具の選択　等	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第1条、第2条 ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）２の(2)の①～⑦
		7	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・収穫物の残留農薬検査の実施	産地・団体事務局	
	カドミウム濃度の低減対策	8	◎	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前3週間及び出穂後25日間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認	・出穂前後3週間の湛水管理などカドミウムの吸収抑制対策の実施	農業者	・「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について」（平成23年8月4日付け23消安第981号23生産第3215号農林水産少消費・安全局長、生産局長通知） ・「水稲のカドミウム吸収抑制のための対策技術マニュアル」（平成17年3月農林水産省・農業環境技術研究所作成）１の(1)の①～⑤
		9	◎	湛水管理等の低減対策を実施した効果を確認		産地・団体事務局	
	収穫後の農作物の管理	10	◎	米穀の清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）	・乾燥調製施設では高水分籾の長時間放置によるヤケ米の発生等品質事故を防ぐため、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を実施 ・乾燥調製貯蔵施設では毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施 ・施設の清掃及び適切な補修による、清潔かつ適切な維持管理の実施　等	産地・団体事務局 農業者	・食品衛生法(昭和22年法律第233号) ・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知) ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)について」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) ・「「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」の策定について」(平成24年2月29日付け23消安第5970号農林水産省消費・安全局長農産安全管理課長通知)

目的	工程	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
食品安全	収穫後の農作物の管理	11	◎	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	・貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃 ・異物の混入を防ぐため、コンバイン、コンテナの清掃を実施	産地・団体事務局 農業者	・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知） 別紙Ⅱの３(1)、別紙Ⅲの２(1)、同４(3)、同５(1)～(4) ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知） 第1の(4)
環境保全	新たな知見・情報の収集	12	○	作物の生産に伴う環境への影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集	・農業の環境負荷低減に係る研修会の開催や参加による知識習得	産地・団体事務局	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの６ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(6)
	農薬による環境負荷の低減対策	13	○	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調整	・農薬の散布液が余ることのないように、表示されている単位面積あたりの使用量と農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調整すること	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第2条
		14	◎	水田からの農薬流出を防止する対策の実施	・農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等の遵守。なお、止水期間は１週間程度とすることが望ましい。 ・畦畔等の整備による漏水防止 ・降水量が多くなる恐れがある場合には農薬の使用を中止　等	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第1条の5,6、第7条 ・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長（通知） Ⅰの(2)
		15	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源となる植物の除去 ・病害虫に抵抗性がある品種の導入 ・ほ場及びほ場周辺の清掃　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの３ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(3) ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）　Ⅱの２及び３
		16	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	産地・団体事務局 農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの３ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の（３） ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）　Ⅱの２及び３
		17	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除の実施	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの３ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(3) ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）　Ⅱの２及び３
		18	○	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬の使用量、使用回数を削減 ・飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルの使用 ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ・風向きを考慮したノズルの向きの決定 ・農薬を散布する場合の近隣住民等への事前の周知	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第1条、第6条 ・「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18農安第11607号農林水産省消費・安全局長通知） １の(1)～(6)

目的	工程	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
環境保全	肥料による環境負荷の低減対策	19	○	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・たい肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ・県栽培指針、ＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ・施肥用機械・器具の点検・整備　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅰの１の(2)、Ⅲの第１の１、２ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの２ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(2)
		20	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥量の把握	・土壌診断の実施による適正施肥量の把握	産地・団体事務局	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅲの第３ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの２ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(1)
		21	○	たい肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切にたい肥化されたものを使用	・たい肥を使用する場合は完熟したものを選定する。 ・たい肥を生産する場合は、発酵期間を十分に取り、しっかりと完熟させるよう切り返し等を適切に実施	農業者	・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（平成19年3月30日付け農林水産省公表） ・平成23年農業技術の基本指針（平成23年2月25日付け農林水産省公表）
		22	○	水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施	・浅水の状態での代かきの実施 ・あぜぬり、あぜシートの利用　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅲの第１の６ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの１ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(1)
	土壌の管理	23	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・標準的なたい肥施用基準に則したたい肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ・適地における不耕起栽培 ・適切な土壌改良資材の選択・施用　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅲの第１の１の（１）、３～５ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの１ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(1)
		24	○	土壌の侵食を軽減する対策の実施（注１）	・適地における不耕起栽培 ・作物栽培がない時期における被覆作物の栽培　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅲの第３ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの１ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(1)
	廃棄物の適正な処理・利用	25	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託	産地・団体事務局 農業者	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第2条の４，５、第11条、第12条、第12条の２、第16条 ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの４ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(1)
		26	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却しないこと ・住宅集合地域では焼却に伴って悪臭が生じるものを野外で焼却しないこと	農業者	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第16条の２ ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）　第14条 ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）　第15条
		27	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理の回避	・乾燥調製施設等から排出される粉じん等の敷地外へ飛散させないこと	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの４ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(4)

目的	工程	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
環境保全	廃棄物の適正な処理・利用	28	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元） ・たい肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途への仕向け　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの４ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(4)
	エネルギーの節減対策	29	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ・適切な温度管理の実施 ・不必要な照明の消灯 ・エネルギー効率の良い機種の選択 ・バイオマスエネルギー、太陽熱等新エネルギーの利用　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの５ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(5)
	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	30	△	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組の実践 ・侵入防止柵の設置や追払い等の被害防止対策の実施	農業者	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） ・「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）
労働安全	労働安全に係る知識、技術の習得等	31	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための機械の利用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得 ・農作業安全（応急対応含む）に係る研修や講習会等への積極的な参加	産地・団体事務局 農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の１(1)、Ⅰの第1の２(1)、同(5)
	危険作業等の把握	32	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備	産地・団体事務局 農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の２(1)、同(5)
	農作業従事者の制限	33	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ・未熟な農作業者に対する熟練者による指導 ・準備体操や整理体操の実施 ・１日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ・定期的な健康診断の受診　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の１(2)、Ⅰの第1の２(1)
	服装及び保護具の着用等	34	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用 ・飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用 ・回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用 ・高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 ・粉塵のある作業場所における、防塵めがねや防塵マスク等の着用 ・防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管　　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の２(2)、Ⅰの第3の１(4)、Ⅰの第4の１(1)～(5)、Ⅰの第4の２(1)～(7)、Ⅰの第6の２(3)～(5)、Ⅰの第7の１(3)
	作業環境への対応	35	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	・危険箇所の表示板設置等の実施 ・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ・ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ・酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等の実施 ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第3の１～５、Ⅰの第4の２、３
	機械等の導入・点検・整備・管理	36	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ・機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ・機械等において指定された定期交換部品の交換 ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ・保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の１(1)、Ⅰの第1の２(3)、Ⅰの第5の１(1)、Ⅰの第5の２(3)、Ⅰの第5の３(1)～(3)、Ⅰの第7の１(2) ・「農作業安全対策の推進について」（平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知）　記の５
	機械等の利用	37	○	機械、装置、器具等の適正な使用	・機械等の取扱説明書の熟読、保管 ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定 ・乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結 ・歩行型トラクター使用時の、後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ・刈払機使用時の、部外者の立入禁止 ・脚立の固定金具の確実なロック　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第5の２(1),(2)、Ⅰの第7の２(1)～(4)、同３(3)、Ⅱの第1～第6 ・「個別農業機械別留意事項」（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）

目的	工程	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
労働安全	農薬・燃料等の管理	38	◎	農薬、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）（注２）	・農業者等が留意すべき事項としての定められた以下事項の遵守 ①冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ②毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示 ③農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止 ④火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ⑤燃料のそばでの機械、工具の使用禁止	農業者	・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） 第2条、第11条、第12条第1項及び第3項 ・消防法（昭和23年法律第186号） 第2条第7項、第9条の４、第10条 ・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）　Ⅰの第6
	施設の管理・運営体制の整備	39	◎	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	・施設の適正な管理・運営 ・施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	農業者	・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）　別紙Ⅲの３(1)
	事故後の備え	40	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）（注３）	・死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ・道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入 ・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入　等	農業者	・労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号） ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号） ・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の２(6)
全般（共通）	技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	41	○	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿 ・活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開） ・技術内容等の文書化 ・秘密事項の管理規程の整備　等	産地・団体事務局 農業者	・「農業の現場における知的財産取扱指針」（平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成） ５の(1)、(3)
		42	○	登録品種の種苗の適切な使用（法令上の義務）	・県育成品種（コシヒカリＢＬ等）の種子・苗については以下の事項を遵守 ①県外、海外への流出防止 ②他者への再譲渡禁止	産地・団体事務局 農業者	・種苗法（平成10年法律第83号） ・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）
	情報の記録・保管	43	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳形式でのほ場の位置、面積の記録、保存 ・ほ場の栽培履歴などの情報の記録　　等	産地・団体事務局 農業者	
		44	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・次に掲げる事項の帳簿等への正確な記載 ①使用日 ②使用場所 ③使用した農薬の種類又は名称 ④単位面積当たりの使用量又は希釈倍率	産地・団体事務局 農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）　第9条 ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの７ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(7)
		45	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料に関する内容の記録、保存 （記録事項の例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した肥料の名称 ④施用面積 ⑤施用した量　等	産地・団体事務局 農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの７ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(7)
		46	◎	種子・苗、肥料、農薬等の購入伝票等の保存	・種子・苗、肥料、農薬の購入伝票等の保存	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの７ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(7)

目的	工程	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
全般（共通）	情報の記録・保管	47	◎	米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存（法令上の義務を含む）（注４）	・米穀の取引等に関する以下の内容を記録・保存 ①名称 ②産地 ③数量 ④年月日 ⑤相手方の氏名又は名称 ⑥搬入又は搬出した場所 ⑦用途限定米穀についてはその用途 ⑧保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事 ⑨生産品の出荷又は販売先の所在地 ⑩食品衛生法第11条の規格基準への適合に係る検査を実施した場合の当該記録	産地・団体事務局 農業者	・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号（平成22年10月施行）） 第3条、第6条、第7条 ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）　第3条第2項 ・「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）　別添の第3の４の(1)
	特定の米穀についての保管・処理	48	◎	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管（法令上の義務）	・区分保管の実施 ・票せんによる用途の掲示	産地・団体事務局 農業者	・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）　第7条の２ ・米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号） 第3条、第6条、第8条、第9条
		49	◎	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分（法令上の義務）	・販売・譲渡した時の転用防止対策の実施 ・廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用(食用不適米穀)	産地・団体事務局 農業者	・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）　第7条の２ ・米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号） 第4条、第7条、第8条、第9条
	生産工程管理の実施	50	◎	生産工程管理の実施	・以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存（注５） ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	産地・団体事務局 農業者	
	記録の保存期間	51	◎	記録の保存期間	・上記の項目に関する記録について、以下の期間保存（注６） ①米穀等の取引等に関する記録については原則３年間(法令上の義務を含む)（注７） ②米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	産地・団体事務局 農業者	左記の①に関係する法令等 ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号（平成22年10月施行）） 第6条 ・米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成21年財務省令・農林水産省令第1号（平成22年10月施行）） 第7条 ・食品衛生法（昭和22年法律第233号） ・「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）　別添の第3の３

（注１）土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。
（注２）毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。
（注３）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。
なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。
また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。
（注４）米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第３条及び第５条に基づく記録の作成及び第６条に基づく記録の保存は、法令上の義務。
（注５）産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む
（注６）農業生産工程管理（GAP）を実践する観点からの記録の保存期間。
（注７）米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第６条及び米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成21年財務省令・農林水産省令第1号）第７条に基づく期間の記録の保存は法令上の義務。

産地・団体事務局用(例)【米】

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬の適正使用に係る研修会を開催しましたか		
	労働安全	2	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の利用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得に係る研修を実施しましたか ・農作業安全（応急処置を含む）に係る研修や講習会を実施しましたか		
		3	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握し、危険マップなどの作成・配付を行いましたか ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制を整備しましたか		
	環境保全	4	○	作物の生産に伴う環境への影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集	・農業の環境負荷低減に係る研修会を開催しましたか ・農業の環境負荷低減についてチラシや広報などによる情報提供を実施しましたか		
		5	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥量の把握	・土壌診断を実施しましたか ・診断結果等に基づく施肥指導を実施しましたか		
栽培期間中	環境保全	6	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報を提供しましたか ・予察情報に基づく技術対策を周知しましたか		
	食品安全	7	◎	湛水管理等の低減対策を実施した効果を確認	・湛水管理等のカドミウム吸収抑制対策を実施した効果を確認しましたか		
集荷後	食品安全	8	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・残留農薬検査をしましたか		
乾燥調製	食品安全	9	◎	米穀の清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）	・貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を行いましたか ・毎日定時に穀温を監視・記録しましたか ・穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施しましたか		
		10	◎	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	・貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃を実施しましたか ・異物の混入を防ぐため、コンバイン、コンテナの清掃を指導しましたか		
廃棄物の処理	環境保全	11	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を行いましたか ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、から容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか		
共通事項	技術・ノウハウ（知的財産の保護・活用	12	○	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段を決めるまで技術内容を秘匿しましたか ・活用手段を適切に権利化、秘匿、公開しましたか ・技術内容等を文書化しましたか ・秘密事項の管理規定を整備しましたか		
		13	○	登録品種の種苗の適切な使用（法令上の義務）	・県育成品種（コシヒカリＢＬ等）の種子、苗を許可無く他の農家等に譲渡しないよう農業者に周知しましたか ・県育成品種（コシヒカリＢＬ等）の種子、苗の県外、海外への流出防止の徹底を図りましたか ・育苗した苗を譲渡したときは、必ず購入者が新潟県内で作付けし、かつ再譲渡しないことを確認しましたか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
	記録の保管	14	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳型式でのほ場の位置、面積を記録、保存していますか ・ほ場の栽培履歴などの情報を記録していますか		
共通事項	記録の保管	15	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬の使用に関する以下の内容の記録が保存されていますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農薬の種類又は名称 ④単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
		16	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料の使用に関する内容の記録が保存されていますか （記録事項例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した肥料の名称 ④施用面積 ⑤施用した量　等		
		17	◎	米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存（法令上の義務を含む）	・米穀等の取引等に関する以下の内容の記録・保存していますか ①名称（指定米穀等にあっては、その名称及び産地） ②産地 ③数量 ④年月日 ⑤相手方の氏名又は名称 ⑥搬入又は搬出した場所 ⑦用途限定米穀についてはその用途 ⑧保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事 ⑨生産品の出荷又は販売先の所在地 ⑩食品衛生法第11条の規格基準への適合に係る検査を実施した場合の当該記録		
	特定米穀の保管・管理	18	◎	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管（法令上の義務）	・区分保管が行われていますか ・票せんにより用途の掲示していますか		
		19	◎	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分（法令上の義務）	・販売・譲渡した時の転用防止対策を実施していますか ・廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用（食用不適米穀）を確認していますか		
	生産工程管理の実施	20	◎	生産工程管理の実施	・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定していますか ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しをしていますか ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用していますか		
	記録の保存期間	21	◎	記録の保存期間	・米穀等の取引等に関する記録について、原則３年間保存されていますか ・米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存されていますか		

生産者用(例)【米】

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	・ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途を確認しましたか ・汚染された地表水の流入により、ほ場が汚染される可能性を確認しましたか ・廃棄物や資材等が適切に管理されており、これらが生産物を汚染する可能性がないことを確認しましたか		
		2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬の適正使用に係る研修会へ参加しましたか ・営農指導員等から農薬の適正使用に係る指導を受けましたか		
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	・農薬を使用する前に農林水産省の登録番号があることを確認しましたか		
	環境保全	4	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等を実施していますか		
		5	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥量の把握	・土壌診断を実施しましたか ・診断結果等に基づく施肥指導を受けましたか		
		6	○	土壌の侵食を軽減する対策の実施	・適地における不耕起栽培や作物栽培がない時期における被覆作物の栽培等に取り組んでいますか		
	労働安全	7	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得研修を受講しましたか ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会を受講しましたか ・必要な免許や資格を取得していますか		
		8	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握していますか		
		9	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	・農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善を行っていますか ①危険箇所の表示板設置等の実施 ②農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ③ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ④高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ⑤暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ⑥寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ⑦粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施　など		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	労働安全	10	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・機械、装置、器具等の安全装置等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等を実施していますか ①機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ②中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ③機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ④機械等において指定された定期交換部品の交換 ⑤安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ⑥保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理　など		
	施設の管理・運営体制の整備	11	◎	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	・施設の管理者とオペレータとの責任分担が明確になっていますか		
	事故後の備え	12	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）	・死亡やけがに備え、労働者災害補償保険等に加入（ただし、法令上の要件を満たす労働者等の加入は使用者の義務）していますか ・道路等での第3者を巻き込んだ事故に備え、任意保険に加入してますか ・事故により機械等が破損した場合に備え、任意保険に加入していますか		
	農薬・燃料等の管理	13	◎	農薬、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）	・冷涼・乾燥した場所及び部外者が立ち入らない場所で農薬を保管しましたか ・毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止を行うとともに、容器・貯蔵場所に表示をしていますか ・農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえをしていませんか ・火気がなく、部外者がみだりに立ち入らない場所で燃料の保管をしていますか ・燃料のそばでの機械、工具の使用をしていませんか		
病害虫防除	環境保全	14	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報に基づく防除を実施しましたか		
		15	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・機械除草等農薬以外の防除手段を活用していますか		
		16	◎	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・農薬使用前に防除器具等を点検し十分に洗浄されていることを確認しましたか ・農薬使用後に防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所を十分に洗浄しましたか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
病害虫防除	食品安全	17	◎	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）	・容器又は包装の表示内容を確認しましたか ①適用作物 ②使用量 ③希釈倍率 ④使用時期（収穫前の使用禁止期間） ⑤使用回数（使用前に記録簿を確認） ⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない） ⑦使用上の注意		
		18	○	農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）	・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用する農薬の種類等に係る情報提供を行いましたか ・ドリフト低減の対策は充分ですか（専用ノズルの使用、風の強さ・向き）		
	環境保全	19	○	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・天候や時間帯（通学時間帯を避けるなど）に配慮し農薬散布を行っていますか ・周辺の住民に対して、事前に農薬散布について十分に情報提供を行いましたか ・ドリフト低減の対策は充分ですか（専用ノズルの使用、風の強さ・向き）		
		20	○	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬の散布液が余ることのないように、必要な量だけを秤量して散布液を調整していますか		
		21	◎	水田からの農薬流出を防止する対策の実施	・農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守し止水を行いましたか ・畦畔等の整備による漏水防止を行いましたか		
カドミウム吸収抑制対策	食品安全	22	◎	過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後３週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認	・出穂前３週間及び出穂後25日間の湛水管理を実施しましたか ・カドミウム吸収抑制資材を活用していますか		
施肥	環境保全	23	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・標準的なたい肥施用基準に則したたい肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培等に取り組んでいますか		
		24	○	たい肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切にたい肥化されたものを使用	・たい肥を使用する場合は完熟したものを選定していますか ・たい肥を生産する場合は、発酵期間を十分に取りしっかりと完熟させるよう切り返し等を適切に実施しましたか		
		25	○	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・県栽培マニュアル、ＪＡの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を実施していますか		
		26	○	水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施	・浅水代かきを実施しましたか ・あぜぬり、あぜシートを利用していますか		
収穫～集荷	食品安全	27	◎	米穀の清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）	・貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を行いましたか ・毎日定時に穀温を監視・記録しましたか ・穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施しましたか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
収穫～集荷	食品安全	28	◎	収穫・乾燥調製時の異種穀粒・異物混入を防止する対策の実施	・貯留ビンや搬入設備等に残留した原料の除去・清掃を実施しましたか ・異物の混入を防ぐため、コンバイン、コンテナの清掃を実施しましたか		
共通事項	農作業安全	29	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等を制限していますか ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担について配慮していますか ・未熟な農作業者は、熟練者がついて監視していますか ・準備体操や整理体操を実施していますか ・１日あたりの作業時間の設定と適切な休憩の取得を行っていますか ・定期的に健康診断を受診していますか		
	服装及び保護具の着用等	30	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時にヘルメットを着用していますか ・飛散物が当たる危険性のある場所において、保護めがね等を着用していますか ・回転部分にカバーができない場合、袖口の締まった服装、帽子等の着用に心がけていますか ・高所作業時に、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等を着用していますか ・粉塵のある作業場所では、防塵メガネや防塵マスク等を着用していますか ・防除作業時に、作業衣、マスク等を着用するとともに、作業後は十分洗浄し保管していますか		
	機械等の利用	31	○	機械、装置、器具等の適正な使用	・機械等の取扱説明書を熟読し保管していますか ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際、ｴﾝｼﾞﾝ停止、昇降部落下防止装置の固定を実施していますか ・乗用型ﾄﾗｸﾀｰ使用時の、ｼｰﾄﾍﾞﾙﾄやﾊﾞﾗﾝｽｳｪｲﾄの装着、移動時等の左右ﾌﾞﾚｰｷの連結を実施していますか ・歩行型ﾄﾗｸﾀｰ使用時の、後進発進時のｴﾝｼﾞﾝ回転数の減速、旋回方向への障害物確認を行っていますか ・刈払機使用時に、部外者の立入を禁止していますか ・脚立使用時は、固定金具を確実にロックしていますか		
	エネルギーの節減対策	32	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をおこなっていますか ・適切な温度管理を励行していますか ・不必要な照明の消灯していますか ・エネルギー効率の良い機種を選択していますか		
	廃棄物の処理	33	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか ・地域の廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を活用しましたか		
		34	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却していませんか		

■は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	廃棄物の処理	35	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理の回避	・乾燥調製施設等から排出される粉じん等の飛散防止対策を行いましたか		
		36	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・稲わら等のほ場へのすき込みやたい肥原料、家畜の飼料等に利用するための収集などを行いましたか		
	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	37	△	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組を実践していますか ・侵入防止柵の設置や追払い等の被害防止対策を実施していますか		
	技術・ノウハウ（知的財産の保護・活用	38	○	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段を決めるまで技術内容を秘匿しましたか ・活用手段を適切に権利化、秘匿、公開しましたか ・技術内容等を文書化しましたか ・秘密事項の管理規定を整備しましたか		
		39	○	登録品種の種苗の適切な使用（法令上の義務）	・県育成品種（コシヒカリＢＬ等）の種子、苗を許可無く他の農家等に譲渡ていませんか ・県育成品種（コシヒカリＢＬ等）の種子、苗の県外、海外への流出防止の徹底を図りましたか ・育苗した苗を譲渡したときは、必ず購入者が新潟県内で作付けし、かつ再譲渡しないことを確認しましたか		
	記録・保存	40	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳型式でのほ場の位置、面積を記録、保存していますか ・ほ場の栽培履歴などの情報を記録していますか		
		41	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬の使用に関する以下の内容について記録していますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農薬の種類又は名称 ④単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
		42	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料の使用に関する内容について記録していますか （記録事項例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した肥料の名称 ④施用面積 ⑤施用した量　等		
		43	◎	肥料、農薬等の購入伝票等の保存	・肥料、農薬等の購入伝票等を保存してますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	記録・保存	44	◎	米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存（法令上の義務を含む）	・米穀の取引等に関する以下の内容を記録・保存していますか ①名称 ②産地 ③数量 ④年月日 ⑤相手方の氏名又は名称 ⑥搬入又は搬出した場所 ⑦用途限定米穀についてはその用途 ⑧保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通の防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事 ⑨生産品の出荷又は販売先の所在地 ⑩食品衛生法第11条の規格基準への適合に係る検査を実施した場合の当該記録		
	特定の米穀についての保管・処理	45	◎	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管（法令上の義務）	・区分保管が行われていますか ・票せんにより用途の掲示していますか		
	特定の米穀についての保管・処理	46	◎	用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分（法令上の義務）	・販売・譲渡した時の転用防止対策を実施していますか ・廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用(食用不適米穀）を確認していますか		
	生産工程管理の実施	47	◎	生産工程管理の実施	・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定していますか ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しをしていますか ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用していますか		
	記録の保存期間	48	◎	記録の保存期間	・米穀等の取引等に関する記録について、原則３年間保存されていますか ・米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存されていますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

（２）園芸（野菜）

野 菜 の 一 般 的 生 産 工 程 図（例）

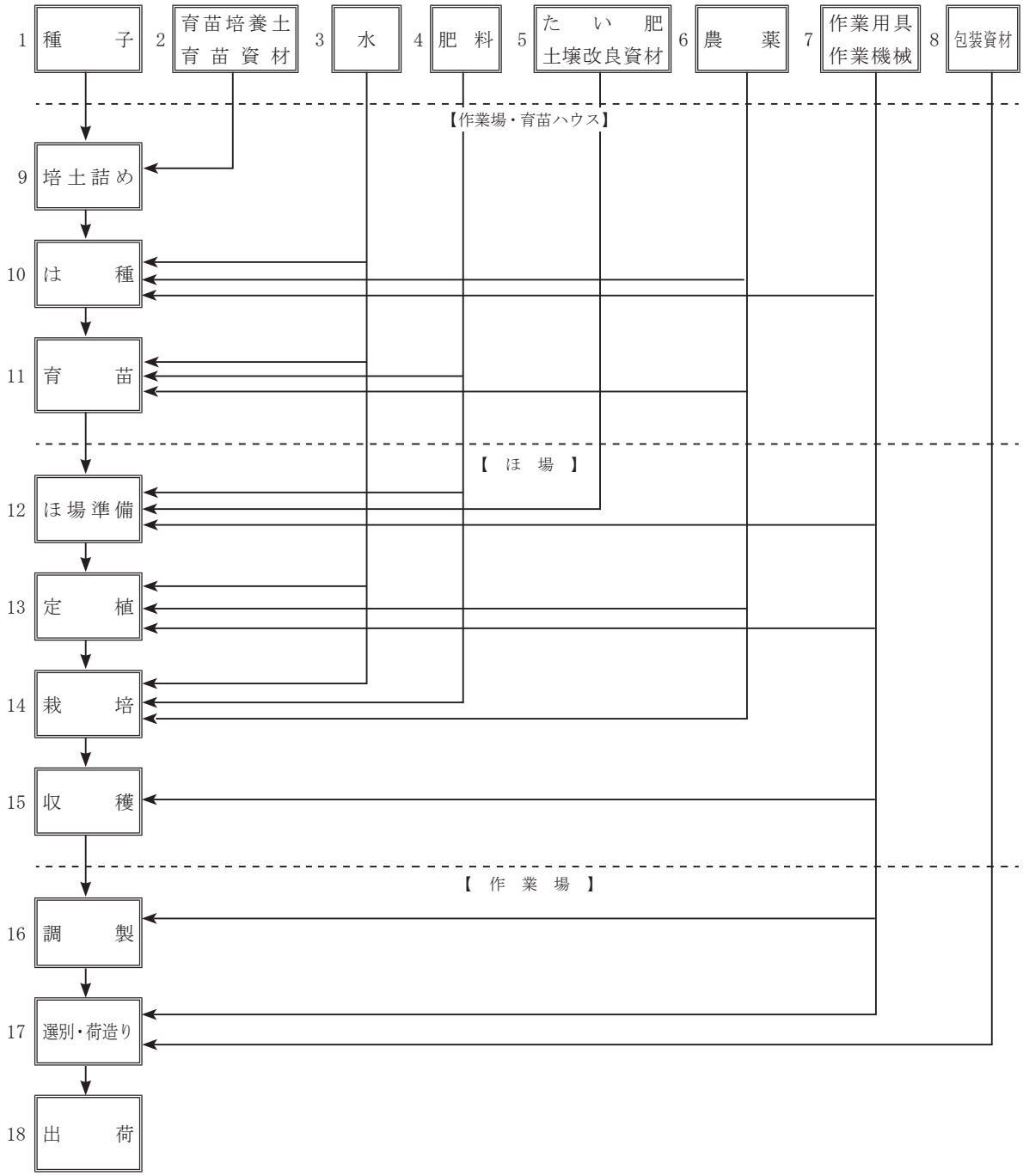

○ 野菜の生産工程とリスク管理の内容

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法
共通	・生産者	・病原微生物 ・重金属等の有害物質 ・残留農薬	・安全性確保への意識不足	・食品安全ＧＡＰへの理解 ・栽培指針に沿った生産
	・水	・病原微生物 ・重金属等の有害物質 ・残留農薬	・原水自体の汚染 ・給水設備の衛生管理不良	・水源の確認 ・給水設備のメンテナンスと清潔さ維持
	・廃棄物	・環境規範	・廃棄物の適正処理	・使用済みプラスチック等の地域回収と処理 ・野菜残渣の有効利用
	・生産資材	・病原微生物 ・重金属等の有害物質 ・残留農薬	・作業者の保管管理不良	・購入伝票等による使用資材等の確認 ・制止材の使用状況の記録 ・適切な保管と清潔さ維持 ・適正な廃棄
	・作業機械、施設	・環境規範	・省エネルギー	・作業機械のメンテナンス ・施設の適切な温度管理の実施
栽培管理	・土づくり	・環境規範	・土づくり	・たい肥の施用
	・肥料	・病原微生物 ・重金属	・施肥方法の不備	・施肥基準や土壌診断に基づく施肥の徹底
	・農薬	・残留農薬	・農薬の不適切使用 ・農薬の飛散	・登録農薬の使用と農薬使用基準の遵守の徹底 ・飛散防止ノズルへの交換など飛散防止対策の実施
収穫・調製・出荷	・作業用具・機械 ・運搬車両	・病原微生物 ・異物	・作業用具・機械、運搬車両の衛生管理不良	・作業用具・機械、運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
	・生産物	・残留農薬	・農薬使用の収穫前日数の未確認	・農薬使用の収穫前日数の確認
	・作業者の衛生	・病原微生物 ・異物	・作業者の衛生管理不良	・健康状態の確認 ・飲食や喫煙の禁止
	・作業場	・病原微生物 ・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業場の整理・整頓と清掃
総合	・改善検討	・すべて		・一連の生産工程管理で改善が必要な事項の検討

野菜のＧＡＰ項目（例）

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
食品安全	ほ場環境の確認と衛生管理	1	◎	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	・ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認 ・ほ場及び水源への動物の侵入の確認 ・家畜糞尿を原料とする未処理のたい肥が流出し、生鮮野菜と接触する可能性の確認 ・汚染された地表水の流入により、ほ場が汚染される可能性の確認 ・廃棄物や資材等が適切に管理されており、これらが生鮮野菜を汚染する可能性がないことを確認　等	農業者	・「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知） ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択）3.1 ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知） 第１（１）
	農薬の使用	2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬適正使用に係る研修会の開催や参加による知識の習得	産地・団体事務局 農業者	・農薬取締法（昭和23年法律第82号） 第12条の3
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	・農薬を使用する前に農林水産省の登録番号があることを確認	農業者	・農薬取締法（昭和23年法律第82号） 第11条
		4	◎	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・農薬使用前に防除器具等を点検し十分に洗浄されていることを確認 ・農薬使用後に防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所を十分に洗浄	農業者	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知） Ⅰの２の（４）
		5	◎	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）	・農薬の使用の都度､容器又は包装の以下の表示内容を確認 ①適用作物 ②使用量 ③希釈倍率 ④使用時期（収穫前の使用禁止期間） ⑤使用回数（使用前に記録簿を確認） ⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない） ⑦使用上の注意	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第2条
		6	○	農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）	・農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するための対策の実施 （対策の例） ①周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供 ②農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布 ③近隣に影響が少ない天候や時間帯での散布 ④風向きを考慮したノズルの向きの決定 ⑤飛散が少ない剤型の農薬、散布方法、散布器具の選択　等	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第1条、第2条 ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知） ２の（２）の①～⑦
		7	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・収穫物の残留農薬検査の実施	産地・団体事務局	
	水の使用	8	◎	使用する水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施（特に、野菜の洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意）	・かんがいや農薬の希釈、収穫後の洗浄などに使用する水源の確認	産地・団体事務局 農業者	・「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知） ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.1.1、3.2.1.1.1、3.2.1.1.2、5.2.2.1
	肥料・培養液の使用	9	◎	たい肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵したたい肥を施用	・家畜糞便等に含まれる有害微生物を低減または死滅させることを目的とした適切なたい肥化を行うこと ・たい肥やその原料の処理・保管場所からの流出や漏出による汚染の防止 ・特に収穫直前の場合、たい肥が直接または間接的に野菜に触れないようにすること ・たい肥を購入する際に、原料、処理方法、分析方法やその結果が記載された文書の入手　等	農業者	・「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
		10	○	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	・使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善すること ・培養液の頻繁な取り替え、又は培養液を再利用する場合は微生物的・化学的汚染を低減するための処理 ・養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いと、栽培終了後など必要なときに洗浄・消毒　等	農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.1.1、3.2.1.1.3、3.2.4、5.2.2.1

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
食品安全	肥料・培養液の使用	11	△	野菜の硝酸塩低減に必要な対策の実施	・窒素肥料の過剰な施用の回避	産地・団体事務局 農業者	・平成21年度農業技術の指導指針（通知） Ⅲの（２）のウ
	作業者等の衛生管理	12	○	作業者の衛生管理の実施	・作業者の健康管理の実施（経口感染する疾病が疑われる者は作業しない） ・手洗いの励行 ・履物や手袋等の清潔さの保持 ・外傷の被覆 ・訪問者に衛生上のルールを守らせるなど部外者への適切な対応の実施　等	農業者	・「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
		13	◎	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	・手洗い設備やトイレ設備をほ場及び施設から通える場所に設置 ・手洗い設備やトイレ設備が汚染源とならないよう設計されていることの確認と、衛生的な状態の維持 ・手洗い設備やトイレ設備において、手を衛生的に洗浄し、乾燥することができるようにすること　等	産地・団体事務局 農業者	・「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
	機械・施設・容器等の衛生管理	14	○	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	・農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の定期的な手入れと、洗浄。 ・収穫用の容器を、収穫された生鮮野菜以外のものを運ぶために使用しないこと。 ・たい肥やその原料、生ごみ等に使用されるなど、汚染の可能性がある農機具や器具類等は、十分に洗浄し、必要に応じて消毒。　等	農業者	・「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知） ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.4、3.3、3.3.1、3.3.2、3.4、3.4.1、3.4.2、8、8.3
		15	◎	栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な対策の実施 ・適切な廃棄物管理　等	農業者	・「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
		16	◎	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・適切な排水設備 ・適切な廃棄物管理 ・定期的な清掃 ・衛生的な作業が行える明るさの照明 ・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な対策の実施　等	産地・団体事務局 農業者	・「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知） ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.2、4.、6.
		17	◎	安全で清潔な包装容器の使用	・包装容器が、たい肥やその原料、廃棄物等に汚染されないよう保管し、取り扱うこと。 ・包装容器の素材は、毒性がなく、生鮮野菜の安全性に悪影響を与えないものを選択　等	産地・団体事務局	・「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知） ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.3.1、5.4
	収穫後の農産物の管理	18	○	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	・必要に応じて、生鮮野菜を冷却した後、低い温度に維持。 ・貯蔵時における温度管理のための機器や区域を清潔に保つこと。 ・冷却により結露した水が生鮮野菜に垂れ落ちないようにすること。 ・必要に応じて、温度管理が可能な輸送用の車両や容器の使用。　等	産地・団体事務局	・「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）
		19	◎	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	・覆いのない野菜の上で、喫煙や飲食など、野菜の汚染や異物混入の原因となる行動をしないこと。 ・食用として適さない物の分別。 ・野菜を傷つけないよう、付着した土をできる限り除去。　等	産地・団体事務局	・「「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」の策定について」（平成23年6月24日付け23消安第1813号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知） ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.3.4、3.3.1、3.3.2、5.2.4、5.2.5.
環境保全	新たな知見・情報の収集	20	○	作物の生産に伴う環境への影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集	・農業の環境負荷低減に係る研修会の開催や参加による知識習得	産地・団体事務局	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの６ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き （平成17年4月版）　５の(6)
	農薬による環境負荷の低減対策	21	○	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調整	・農薬の散布液が余ることのないように、表示されている単位面積あたりの使用量と農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調整すること。	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第2条

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
環境保全	農薬による環境負荷の低減対策	22	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源となる植物の除去 ・病害虫に抵抗性がある品種の導入 ・輪作体系の導入 ・ほ場及びほ場周辺の清掃　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの３ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(3) ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）　Ⅱの２及び３
	農薬による環境負荷の低減対策	23	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施。	産地・団体事務局 農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの３ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(3) ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）　Ⅱの２及び３
		24	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除の実施。	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの３ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(3) ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）　Ⅱの２及び３
		25	○	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬の使用量、使用回数を削減 ・飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルの使用 ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ・風向きを考慮したノズルの向きの決定 ・農薬を散布する場合の近隣住民等への事前の周知	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第1条、第6条 ・「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18農安第11607号農林水産省消費・安全局長通知） １の(1)～(6)
		26	○	被覆を要する農薬（土壌くん蒸剤等）を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	・土壌くん蒸剤を使用する場合は、薬剤が揮散して周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなど必要な措置を講じること。	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第8条
	肥料による環境負荷の低減対策（養液栽培は適用外）	27	○	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・たい肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ・県栽培指針、ＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ・施肥用機械・器具の点検・整備　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅰの１の（２）、Ⅲの第１の１、２ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの２ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(2)
		28	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥量の把握と施肥指導	・土壌診断の実施による適正施肥量の把握と施肥指導の実施	産地・団体事務局 農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅲの第３ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの２ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(1)
		29	○	たい肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切にたい肥化されたものを使用	・たい肥を使用する場合は完熟したものを選定する。 ・たい肥を生産する場合は、発酵期間を十分に取り、しっかりと完熟させるよう切り返し等を適切に実施	農業者	・家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（平成19年3月30日付け農林水産省公表） ・平成23年農業技術の基本指針（平成23年2月25日付け農林水産省公表）
	土壌の管理（養液栽培は適用外）	30	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・標準的なたい肥施用基準に則したたい肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ・適地における不耕起栽培 ・多毛作及び輪作 ・適切な土壌改良資材の選択・施用　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅲの第１の１の（１）、３～５ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの１ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(1)

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
環境保全	土壌の管理（養液栽培は適用外）	31	○	土壌の侵食を軽減する対策の実施（注１）	・適地における不耕起栽培 ・被覆作物の栽培（草生栽培を含む） ・植生帯の設置 ・等高線栽培 ・土壌の透水性改善（たい肥の施用等） ・風向を考慮した畝立の実施、防風垣の設置　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅲの第３ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの１ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き （平成17年4月版）　５の(1)
	廃棄物の適正な処理・利用	32	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託	産地・団体事務局 農業者	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第2条の４，５、第11条、第12条、第12条の２、第16条 ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの４ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き （平成17年4月版）　５の(1)
		33	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却しないこと	農業者	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 第16条の２ ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）　第14条 ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）　第15条
		34	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元） ・たい肥の原料等の用途への仕向け　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの４ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き （平成17年4月版）　５の(4)
	エネルギーの節減対策	35	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ・適切な温度管理の実施 ・不必要な照明の消灯 ・エネルギー効率の良い機種の選択 ・バイオマスエネルギー、太陽熱等新エネルギーの利用　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの５ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き （平成17年4月版）　５の(5)
	特定外来生物の適正利用	36	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施（法令上の義務）	・法令で定められた以下の取組の実施 ①ハチの飼養に関する環境省の許可取得（1回の許可の有効期間は3年間） ②栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 ③栽培施設の出入口への二重の戸の使用、またはネットでの二重被覆 ④使用後のハチの確実な殺処分の実施 ⑤栽培施設への許可証の掲出	産地・団体事務局 農業者	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）　第5条 ・環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成１７年環境省告示第42号） 第1条、第2条
	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	37	△	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組の実践 ・侵入防止柵の設置や追払い等の被害防止対策の実施	農業者	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） ・「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）
労働安全	労働安全に係る知識、技術の習得等	38	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための機械の利用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得 ・農作業安全（応急対応含む）に係る研修や講習会等への積極的な参加	産地・団体事務局 農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の１(1)、Ⅰの第1の２(1)、同(5)
	危険作業等の把握	39	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備	産地・団体事務局 農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の２(1)、同(5)
	農作業従事者の制限	40	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ・未熟な農作業者に対する熟練者による指導 ・準備体操や整理体操の実施 ・１日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ・定期的な健康診断の受診　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の１(2)、Ⅰの第1の２(1)

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
労働安全	服装及び保護具の着用等	41	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用 ・飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用 ・回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用 ・高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 ・粉塵のある作業場所における、防塵めがねや防塵マスク等の着用 ・防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管　　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の２(2)、Ⅰの第3の１(4)、Ⅰの第4の１(1)～(5)、Ⅰの第4の２(1)～(7)、Ⅰの第6の２(3)～(5)、Ⅰの第7の１(3)
	作業環境への対応	42	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	・危険箇所の表示板設置等の実施 ・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ・ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ・酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等の実施 ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第3の１～５、Ⅰの第4の２、３
	機械等の導入・点検・整備・管理	43	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ・機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ・機械等において指定された定期交換部品の交換 ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ・保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の１(1)、Ⅰの第1の２(3)、Ⅰの第5の１(1)、Ⅰの第5の２(3)、Ⅰの第5の３(1)～(3)、Ⅰの第7の１(2) ・「農作業安全対策の推進について」（平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知）　記の５
	機械等の利用	44	○	機械、装置、器具等の適正な使用	・機械等の取扱説明書の熟読、保管 ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定 ・乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結 ・歩行型トラクター使用時の、後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ・刈払機使用時の、部外者の立入禁止 ・脚立の固定金具の確実なロック　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第5の２(1),(2)、Ⅰの第7の２(1)～(4)、同３(3)、Ⅱの第1～第6 ・「個別農業機械別留意事項」（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）
全般（共通）	農薬・燃料等の管理	45	◎	農薬、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）（注２）	・農業者等が留意すべき事項としての定められた以下事項の遵守 ①冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ②毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示 ③農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止 ④火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ⑤燃料のそばでの機械、工具の使用禁止	農業者	・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） 第2条、第11条、第12条第1項及び第3項 ・消防法（昭和23年法律第186号） 第2条第7項、第9条の４、第10条 ・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）　Ⅰの第6
	事故後の備え	46	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）（注３）	・死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ・道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入 ・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入　等	農業者	・労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号） ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号） ・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の２(6)
	技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	47	○	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿 ・活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開） ・技術内容等の文書化 ・秘密事項の管理規程の整備　等	産地・団体事務局 農業者	・「農業の現場における知的財産取扱指針」（平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成） ５の(1)、(3)
		48	○	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	・農作物の種子、苗等を許可無く他の農家等に譲渡したり、海外に持ち出さない。 ・契約で自家増殖が禁止されている場合はその内容に従う	産地・団体事務局 農業者	・種苗法（平成10年法律第83号） ・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）
	情報の記録・保管	49	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳形式でのほ場の位置、面積の記録、保存 ・ほ場の栽培履歴などの情報の記録　　等	産地・団体事務局 農業者	

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
全般（共通）	情報の記録・保管	50	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・次に掲げる事項の帳簿等への記載 ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率	産地・団体事務局 農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）　第9条 ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの７ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(7)
		51	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料に関する内容の記録、保存 （記録事項の例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等	産地・団体事務局 農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの７ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(7)
		52	◎	種子･苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	・種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存 ・かんがいの実施、資材の使用・洗浄・消毒、施設や機器の清掃等の取組の記録、保管	農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 5.7 ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの７ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(7)
		53	◎	野菜の出荷に関する記録の保存（注４）	・以下の記録の作成、保存 ①農作物の品名 ②農作物の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎） ⑤食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録　等	産地・団体事務局 農業者	・食品衛生法（昭和22年法律第233号）　第3条第2項 ・「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）　別添の第3の４の(1)
	生産工程管理の実施	54	◎	生産工程管理の実施	・以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存（注５） ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	産地・団体事務局 農業者	
	記録の保存期間	55	◎	記録の保存期間	・上記の項目に関する記録について、以下の期間保存（注６） ①農作物の出荷に関する記録については１～３年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定） ②農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	産地・団体事務局 農業者	左記の①に関係する法令等 ・食品衛生法（昭和22年法律第233号） 第3条第2項 ・「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）　別添の第3の３

（注１）土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。
（注２）毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。
（注３）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。
なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。
また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。
（注４）農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。
（注５）産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む
（注６）農業生産工程管理（GAP）を実践する観点からの記録の保存期間。

産地・団体事務局用(例)【野菜】

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬の適正使用に係る研修会を開催しましたか		
		2	◎	使用する水源の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	・かんがいや農薬の希釈、収穫後の洗浄などに使用する水源を確認しましたか		
	労働安全	3	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握し、危険マップなどの作成・配付を行いましたか ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制を整備しましたか		
		4	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の利用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得に係る研修を実施しましたか ・農作業安全（応急処置を含む）に係る研修や講習会を実施しましたか		
	環境保全	5	○	作物の生産に伴う環境への影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集	・農業の環境負荷低減に係る研修会を開催しましたか ・農業の環境負荷低減についてチラシや広報などによる情報提供を実施しましたか		
		6	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥量の把握と施肥指導	・土壌診断を実施しましたか ・診断結果等に基づく施肥指導を実施しましたか		
		7	△	野菜の硝酸塩低減に必要な対策の実施	・窒素肥料の過剰な施用が行われないよう栽培指針の施肥基準を見直しましたか		
栽培期間中	環境保全	8	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報を提供しましたか ・予察情報に基づく技術対策を周知しましたか		
		9	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施（法令上の義務）	・法令で定められた以下の取組を実施していますか ①ハチの飼養に関する環境省の許可取得（1回の許可の有効期間は3年間） ②栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 ③栽培施設の出入口への二重の戸の使用、またはネットでの二重被覆 ④使用後のハチの確実な殺処分の実施 ⑤栽培施設への許可証の掲出		
集荷後	食品安全	10	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・残留農薬検査をしましたか		
調製	食品安全	11	◎	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	・野菜の汚染や異物混入防止に係るマニュアルの作成、周知などの対策を講じていますか		
		12	◎	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・適切な排水設備が整備されていますか ・適切に廃棄物を処理していますか ・定期的に清掃を行っていますか ・衛生的な作業が行える明るさの照明を確保していますか ・施設への有害生物の進入防止策を講じていますか		
		13	◎	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	・手洗い設備やトイレ設備を設置していますか		
包装	食品安全	14	◎	安全で清潔な包装容器の使用	・安全で清潔な包装容器を使用しましたか		
運搬	食品安全	15	○	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	・貯蔵・輸送時に適切な温度管理を実施しましたか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
廃棄物の処理	環境保全	16	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を行いましたか ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか		
共通事項	技術・ノウハウ（知的財産の保護・活用	17	○	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段を決めるまで技術内容を秘匿しましたか ・活用手段を適切に権利化、秘匿、公開しましたか ・技術内容等を文書化しましたか ・秘密事項の管理規定を整備しましたか		
		18	○	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	・農作物の種子、苗等を許可無く他の農家等に譲渡したり、海外に持ち出さないよう農業者に周知しましたか ・契約で自家増殖が禁止されている場合はその内容に従うよう農業者を指導しましたか		
	記録の保管	19	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳型式でのほ場の位置、面積を記録、保存していますか ・ほ場の栽培履歴などの情報を記録していますか		
		20	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬の使用に関する以下の内容の記録が保存されていますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
		21	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料の使用に関する内容の記録が保存されていますか （記録事項例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		
		22	◎	野菜の出荷に関する記録の保存	・農作物に関する以下の記録を保存していますか ①農作物の品名 ②農作物の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、１回又は１日毎） ⑤食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録　等		
	生産工程管理の実施	23	◎	生産工程管理の実施	・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定していますか ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しをしていますか ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用していますか		
	記録の保存期間	24	◎	記録の保存期間	・農作物の出荷に関する記録については１～３年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定）保存されていますか ・農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存されていますか		

生産者用(例)【野菜】

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由･気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	・ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途を確認しましたか ・汚染された地表水の流入により、ほ場が汚染される可能性を確認しましたか ・廃棄物や資材等が適切に管理されており、これらが生鮮野菜を汚染する可能性がないことを確認しましたか		
		2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬の適正使用に係る研修会へ参加しましたか ・営農指導員等から農薬の適正使用に係る指導を受けましたか		
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	・農薬を使用する前に農林水産省の登録番号があることを確認しましたか		
	環境保全	4	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等を実施しましたか		
		5	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥量の把握と施肥指導	・土壌診断を実施しましたか ・診断結果等に基づく施肥指導を受けましたか		
		6	○	土壌の侵食を軽減する対策の実施	・作物栽培がない時期における被覆作物の栽培等に取り組みましたか		
		7	△	野菜の硝酸塩低減に必要な対策の実施	・窒素肥料の過剰な施用は行っていませんか		
	労働安全	8	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得研修を受講しましたか ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会を受講しましたか		
		9	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握していますか		
		10	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	・農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善を行いましたか ①危険箇所の表示板設置等の実施 ②農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ③ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ④高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ⑤暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ⑥寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ⑦粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施　など		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	労働安全	11	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・機械、装置、器具等の安全装置等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等を実施しましたか ①機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ②中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ③機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ④機械等において指定された定期交換部品の交換 ⑤安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ⑥保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理　など		
	事故後の備え	12	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）	・死亡やけがに備え、労働者災害補償保険等に加入（ただし、法令上の要件を満たす労働者等の加入は使用者の義務）していますか ・道路等での第３者を巻き込んだ事故に備え、任意保険に加入してますか ・事故により機械等が破損した場合に備え、任意保険に加入していますか		
	農薬・燃料等の管理	13	◎	農薬、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）	・冷涼・乾燥した場所、部外者が立ち入らない場所で農薬を保管しましたか ・毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所の表示を行っていますか ・農薬を牛乳やジュース等の容器への移しかえをしていませんか ・火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所で燃料の保管をしていますか ・燃料のそばで機械、工具の使用をしていませんか		
病害虫防除	食品安全	14	◎	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）	・容器又は包装の表示内容を確認しましたか ①適用作物 ②使用量 ③希釈倍率 ④使用時期（収穫前の使用禁止期間） ⑤使用回数（使用前に記録簿を確認） ⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない） ⑦使用上の注意		
		15	○	農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）	・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用する農薬の種類等に係る情報提供を行いましたか ・ドリフト低減の対策は充分ですか（専用ノズルの使用、風の強さ・向き）		
	環境保全	16	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察により、病害虫の発生状況を把握した上で防除を行いましたか		
		17	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・天敵や粘着版等農薬以外の防除手段を活用しましたか		
		18	◎	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・農薬使用前に防除器具等を点検し十分に洗浄されていることを確認しましたか ・農薬使用後に防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所を十分に洗浄しましたか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
病害虫防除	環境保全	19	○	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・天候や時間帯（通学時間帯を避けるなど）に配慮し農薬散布を行いましたか ・周辺の住民に対して、事前に農薬散布について十分に情報提供を行いましたか ・ドリフト低減の対策は充分ですか（専用ノズルの使用、風の強さ・向き）		
		20	○	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬の散布液が余ることのないように、必要な量だけを秤量して散布液を調製していますか		
		21	○	被覆を要する農薬（土壌くん蒸剤等）を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	・土壌くん蒸剤を利用する場合は、揮散を防止する措置を行いましたか		
施肥	食品安全	22	◎	たい肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵したたい肥を施用	・たい肥を使用する場合は、完熟たい肥を使用していますか ・作物や農場等を汚染しないようにたい肥を適切に保管していますか		
		23	○	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	・培養液の頻繁な取り替え、又は培養液を再利用する場合は微生物的・化学的汚染を低減するための処理を行っていますか ・養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いを行っていますか		
	環境保全	24	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・適切な土壌改良資材の選択・施用を行いましたか		
		25	○	たい肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切にたい肥化されたものを使用	・たい肥を使用する場合は完熟したものを選定しましたか ・たい肥を生産する場合は、発酵期間を十分に取りしっかりと完熟させるよう切り返し等を適切に実施しましたか		
		26	○	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・土壌診断結果や県栽培マニュアル、ＪＡの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を実施していますか		
灌水	食品安全	27	◎	使用する水源の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	・かんがいや農薬の希釈、収穫後の洗浄などに使用する水源を確認しましたか		
栽培期間中	食品安全	28	◎	栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な対策の実施を行いましたか		
	環境保全	29	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施（法令上の義務）	・法令で定められた以下の取組を実施していますか ①ハチの飼養に関する環境省の許可取得（１回の許可の有効期間は3年間） ②栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 ③栽培施設の出入口への二重の戸の使用、またはネットでの二重被覆 ④使用後のハチの確実な殺処分の実施 ⑤栽培施設への許可証の掲出		
収穫・出荷	食品安全	30	◎	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・適切な排水設備が整備されていますか ・適切に廃棄物を処理していますか ・定期的に清掃を行っていますか ・衛生的な作業が行える明るさの照明を確保していますか ・施設への有害生物の進入防止策を講じていますか		
		31	◎	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	・手洗い設備やトイレ設備を設置していますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
収穫・出荷	食品安全	32	○	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	・トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な取扱と洗浄を実施していますか		
共通事項	食品安全	33	○	作業者の衛生管理の実施	・作業の前後に手洗いを実施していますか ・汚れた靴や衣服のままで調製作業をしていませんか		
	農作業安全	34	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等を制限していますか ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担について配慮していますか ・未熟な農作業者は、熟練者がついて監視していますか ・準備体操や整理体操を実施していますか ・１日あたりの作業時間の設定と適切な休憩の取得を行っていますか ・定期的に健康診断を受診していますか		
	服装及び保護具の着用等	35	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時にヘルメットを着用していますか ・飛散物が当たる危険性のある場所において、保護めがね等を着用していますか ・回転部分にカバーができない場合、袖口の締まった服装、帽子等の着用に心がけていますか ・高所作業時に、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等を着用していますか ・粉塵のある作業場所では、防塵メガネや防塵マスク等を着用していますか ・防除作業時に、作業衣、マスク等を着用するとともに、作業後は十分洗浄し保管していますか		
	機械等の利用	36	○	機械、装置、器具等の適正な使用	・機械等の取扱説明書を熟読し保管していますか ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際、ｴﾝｼﾞﾝ停止、昇降部落下防止装置の固定を実施していますか ・乗用型ﾄﾗｸﾀｰ使用時の、ｼｰﾄﾍﾞﾙﾄやﾊﾞﾗﾝｽｳｪｲﾄの装着、移動時等の左右ﾌﾞﾚｰｷの連結を実施していますか ・歩行型ﾄﾗｸﾀｰ使用時の、後進発進時のｴﾝｼﾞﾝ回転数の減速、旋回方向への障害物確認を行っていますか ・刈払機使用時に、部外者の立入を禁止していますか ・脚立使用時は、固定金具を確実にロックしていますか		
	エネルギーの節減対策	37	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をおこなっていますか ・適切な温度管理を励行していますか ・不必要な照明の消灯していますか ・エネルギー効率の良い機種を選択していますか		
	廃棄物の処理	38	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか ・地域の廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を活用しましたか		
		39	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却していませんか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	廃棄物の処理	40	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元）していますか ・たい肥資材等への用途に仕向ける等していますか		
	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	41	△	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組を実践していますか ・侵入防止柵の設置や追払い等の被害防止対策を実施していますか		
	技術・ノウハウ（知的財産の保護・活用	42	○	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段を決めるまで技術内容を秘匿しましたか ・活用手段を適切に権利化、秘匿、公開しましたか ・技術内容等を文書化しましたか ・秘密事項の管理規定を整備しましたか		
		43	○	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	・農作物の種子、苗等を許可無く他の農家等に譲渡したり、海外に持ち出していませんか ・契約で自家増殖が禁止されている場合はその内容に従いましたか		
	記録・保存	44	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳型式でのほ場の位置、面積を記録、保存していますか ・ほ場の栽培履歴などの情報を記録していますか		
		45	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬の使用に関する以下の内容について記録していますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
		46	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料の使用に関する内容について記録していますか （記録事項例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		
		47	◎	種子･苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	・種子･苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等購入伝票を保存してますか		
		48	◎	野菜の出荷に関する記録の保存	・農作物に関する以下の記録を保存していますか ①農作物の品名 ②農作物の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、１回又は１日毎） ⑤食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録　等		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
	生産工程管理の実施	49	◎	生産工程管理の実施	・点検項目（チェックリスト）を確認して、農作業を行い、取組内容（取引先からの情報提供を含む）を記録しましたか ・点検項目（チェックリスト）と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存していますか ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用していますか		
	記録の保存期間	50	◎	記録の保存期間	・農作物の出荷に関する記録については１～３年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定）保存されていますか ・農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存されていますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

（３）園芸（果樹）

果樹の一般的生産工程図（例）

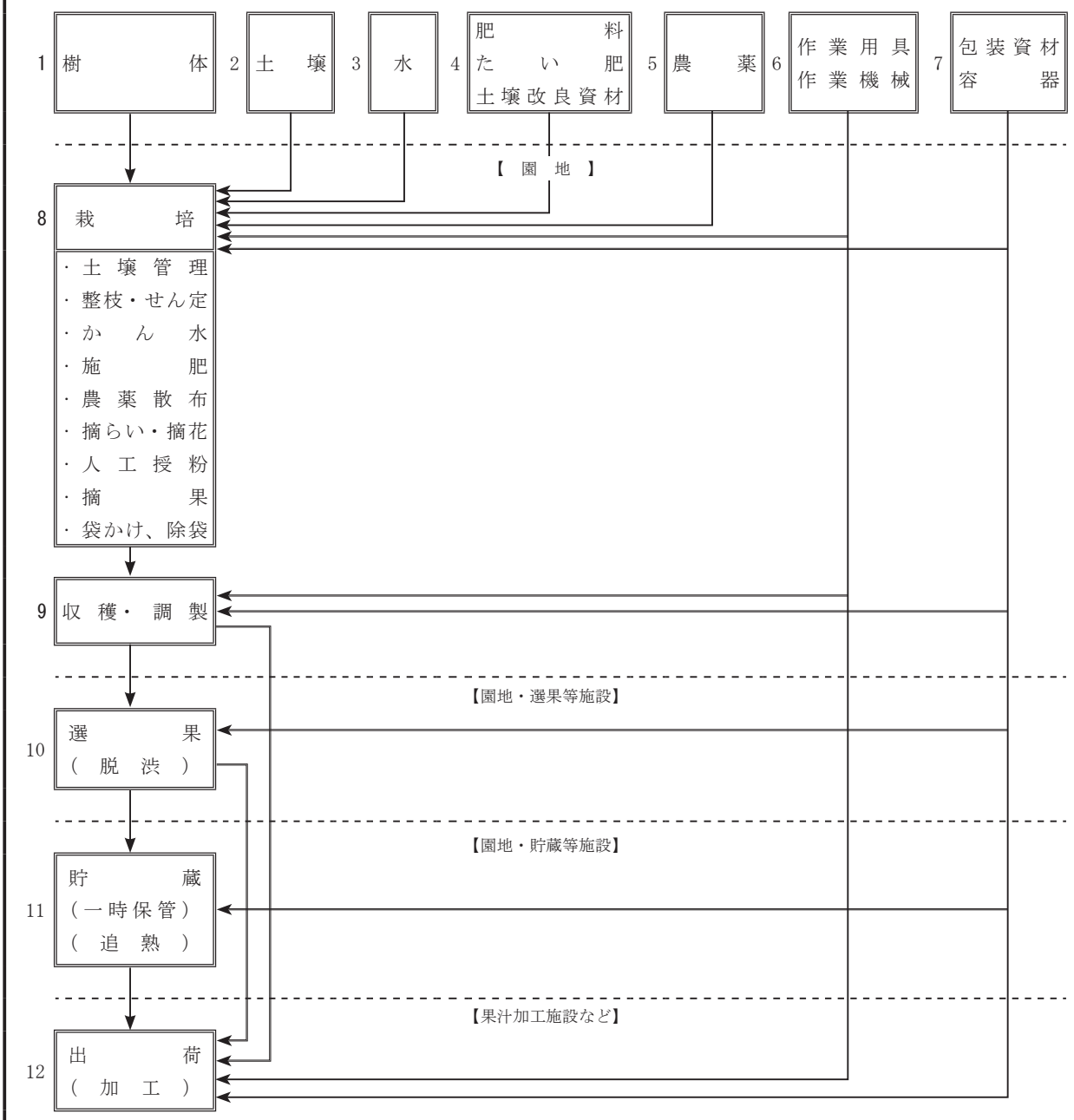

○ 果樹の生産工程とリスク管理の内容

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法
共通	・水	・病原微生物 ・重金属	・原水の汚染	・水源の確認と必要に応じた水の消毒
	・作業者	・すべて	・安全性確保への意識の不足 ・衛生的な取扱いに関する認識の不足	・衛生的な取扱いのための研修の実施と受講 ・パンフレット等による情報収集
栽培管理	・樹体 (収穫前の果実を含む)	・病原微生物	・各種病害虫（枝、葉、果実）	・各種病害虫被害部の除去・廃棄の徹底
	・肥料 ・たい肥 ・土壌改良資材	・病原微生物 ・重金属	・肥料・たい肥等の使用資材による汚染 ・施肥過多による病害虫の多発生 ・保管時の衛生管理不良	・土壌診断の実施 ・施肥基準の整備 ・基準に基づく適正な施用 ・たい肥等の施用による土づくり ・購入伝票等による使用資材の確認 ・資材の適正な保管と清潔さ維持 ・資材の入出庫の管理 ・施用記録の作成と保管 ・適正な廃棄処理
	・農薬 ・散布機器	・登録のない農薬等 ・残留農薬	・農薬購入時の確認不足や保管管理不良 ・薬剤散布日程管理及び散布方法の不備 ・病害虫・雑草防除の管理不良 ・散布機器の管理不良	・使用基準に基づく防除暦の整備 ・使用方法に関する研修等の実施、受講 ・防除暦や発生予察情報等に基づく適切な防除 ・購入伝票等による登録農薬の確認 ・資材の適切な保管と清潔さ維持 ・資材の入出庫の管理 ・適切な飛散防止措置の徹底 ・散布機器の洗浄 ・使用記録の作成と保管 ・適正な廃棄処理
	・作業用具・機械	・病原微生物 ・異物	・作業用具・機械の衛生管理（清掃、洗浄）不良	・作業用具・機械の清潔さ維持とメンテナンス
収穫・調製	・作業者の衛生	・病原微生物 ・異物	・作業用具・機械、運搬車両の衛生管理不良	・作業用具・機械、運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
	・果実	・病原微生物 ・異物 ・傷	・収穫作業不良	・土壌付着の回避 ・罹病果、傷害果、腐敗果、異物の確認 ・園地内での禁煙
	・農薬	・残留農薬	・収穫前日数の確認不足	・収穫前日数を確認した上での適期収穫
	・作業施設	・病原微生物 ・異物	・作業施設の衛生管理（清掃、洗浄）不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・作業施設の清潔さ維持
	・作業用具・機械 ・運搬車両	・病原微生物 ・異物	・作業用具・機械、運搬車両の衛生管理及び整備不良	・作業用具・機械、運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス
	・容器 (収穫コンテナ)	・病原微生物 ・異物	・不衛生な保管及び取扱い	・保管環境の清潔さ維持 ・土壌付着の回避
選果（・脱渋）・出荷	・作業者の衛生	・病原微生物 ・異物	・作業者の衛生管理不良 ・衛生設備（手洗い・トイレ・清掃用具）等の衛生管理不良	・手洗いの励行 ・作業者の健康状態の確認 ・作業服、手袋等の清潔さ維持 ・衛生管理に関する作業者への研修の実施 ・衛生設備等の清潔さ維持とメンテナンス
	・選果等施設 ・選果等機械	・病原微生物 ・異物 ・傷 ・残留農薬	・選果等施設、機械の衛生管理及び整備不良 ・罹病果、傷害果、腐敗果の選別不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・選果等施設、選果等機械の清潔さ維持とメンテナンス、廃棄物の処理 ・適正な選果等の作業 ・罹病果、腐敗果等の適正な処理 ・選果等作業の記録と保管 ・残留農薬の確認 ・小動物・衛生昆虫の生息点検と防除およびその記録 （施設点検、補修、清掃、駆除）
	・包装資材 ・容器	・病原微生物 ・異物	・不適切な保管及び取扱い	・保管環境の清潔さ維持および衛生的な取扱い
	・運搬車両	・病原微生物 ・異物 ・傷	・不適切な取扱い	・果実損傷を最小にするていねいな取扱い

果樹のＧＡＰ項目（例）

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
食品安全	ほ場環境の確認と衛生管理	1	◎	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	・ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認 ・ほ場及び水源への動物の侵入の確認 ・家畜糞尿を原料とする未処理のたい肥が流出し、果実と接触する可能性の確認 ・汚染された地表水の流入により、ほ場が汚染される可能性の確認 ・廃棄物や資材等が適切に管理されており、これらが果実を汚染する可能性がないことを確認　等	農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択）（注１） 3.1 ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知） 第１(1)
	農薬の使用	2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬適正使用に係る研修会の開催や参加による知識の習得	産地・団体事務局 農業者	・農薬取締法（昭和23年法律第82号） 第12条の3
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	・農薬を使用する前に農林水産省の登録番号があることを確認	農業者	・農薬取締法（昭和23年法律第82号） 第11条
		4	◎	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・農薬使用前に防除器具等を点検し十分に洗浄されていることを確認 ・農薬使用後に防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所を十分に洗浄	農業者	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知） Ⅰの２の(4)
		5	◎	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）	・農薬の使用の都度､容器又は包装の以下の表示内容を確認 ①適用作物 ②使用量 ③希釈倍率 ④使用時期（収穫前の使用禁止期間） ⑤使用回数（使用前に記録簿を確認） ⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない） ⑦使用上の注意	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第2条
		6	○	農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）	・農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するための対策の実施 （対策の例） ①周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供 ②農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布 ③近隣に影響が少ない天候や時間帯での散布 ④風向きを考慮したノズルの向きの決定 ⑤飛散が少ない剤型の農薬、散布方法、散布器具の選択　等	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第1条、第2条 ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知） ２の(2)の①～⑦
		7	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・収穫物の残留農薬検査の実施	産地・団体事務局	
	水の使用	8	◎	使用する水源（水道、井戸水、開放水路、ため池等）の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施（特に、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意）	・かんがいや農薬の希釈、収穫後の洗浄などに使用する水源の確認	産地・団体事務局 農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.1.1、3.2.1.1.1、3.2.1.1.2、5.2.2.1
	肥料・培養液の使用	9	◎	たい肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵したたい肥を施用	・家畜糞便等に含まれる有害微生物を低減または死滅させることを目的とした適切なたい肥化を行うこと。 ・たい肥やその原料の処理・保管場所からの流出や漏出による汚染の防止。 ・特に収穫直前の場合、たい肥が直接または間接的に果実に触れないようにすること ・たい肥を購入する際に、原料、処理方法、分析方法やその結果が記載された文書の入手　等	農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.1.2
		10	○	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	・使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善すること ・培養液の頻繁な取り替え、又は培養液を再利用する場合は微生物的・化学的汚染を低減するための処理 ・養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いと、栽培終了後など必要なときに洗浄・消毒　等	農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.1.1、3.2.1.1.3、3.2.4、5.2.2.1

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
食品安全	作業者等の衛生管理	11	○	作業者の衛生管理の実施	・作業者の健康管理の実施（経口感染する疾病が疑われる者は作業しない） ・手洗いの励行 ・履物や手袋等の清潔さの保持 ・外傷の被覆 ・訪問者に衛生上のルールを守らせるなど部外者への適切な対応の実施　等	農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.3、3.2.3.2、3.2.3.3、7.、7.1、7.2、7.3
		12	◎	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	・手洗い設備やトイレ設備をほ場及び施設から通える場所に設置。 ・手洗い設備やトイレ設備が汚染源とならないよう設計されていることの確認と、衛生的な状態の維持。 ・手洗い設備やトイレ設備において、手を衛生的に洗浄し、乾燥することができるようにすること　等	産地・団体事務局 農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.3.1、4.4.4
	機械・施設・容器等の衛生管理	13	○	農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	・農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の定期的な手入れと、洗浄。 ・収穫用の容器を、収穫された果実以外のものを運ぶために使用しないこと。 ・たい肥やその原料、生ごみ等に使用されるなど、汚染の可能性がある農機具や器具類等は、十分に洗浄し、必要に応じて消毒　等	農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.4、3.3、3.3.1、3.3.2、3.4、3.4.1、3.4.2、8、8.3
		14	◎	栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な対策の実施 ・適切な廃棄物管理　等	農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.4.3、6.3、6.3.1、6.3.2、6.3.3、6.3.4、6.3.5、3.4.4
		15	◎	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・適切な排水設備 ・適切な廃棄物管理 ・定期的な清掃 ・衛生的な作業が行える明るさの照明 ・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な対策の実施　等	産地・団体事務局 農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.2、4.、6.
		16	◎	安全で清潔な包装容器の使用	・包装容器が、たい肥やその原料、廃棄物等に汚染されないよう保管し、取り扱うこと ・包装容器の素材は、毒性がなく、生鮮野菜の安全性に悪影響を与えないものを選択等	産地・団体事務局	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.3.1、5.4
	りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の低減対策	17	△	りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の低減対策の実施	・リンゴジュースの生産、あるいは果実をジュース原料として出荷する場合に、果実への土壌の付着防止、菌を増殖を防止するための低温管理、加工前の腐敗果や腐敗部分の確実な除去等の対策を実施	農業者	・「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（平成15年12月5日付け15消安第3949号消費・安全局長通知）
	収穫後の農産物の管理	18	○	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	・必要に応じて、果実を冷却した後、低い温度に維持 ・貯蔵時における温度管理のための機器や区域を清潔に保つこと ・冷却により結露した水が果実に垂れ落ちないようにすること ・必要に応じて、温度管理が可能な輸送用の車両や容器の使用　等	産地・団体事務局	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 5.2.2.4、8.
		19	◎	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	・覆いのない果実の上で、喫煙や飲食など、果実の汚染や異物混入の原因となる行動をしないこと。 ・食用として適さない物の分別　等	産地・団体事務局	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 3.2.3.4、3.3.1、3.3.2、5.2.4、5.2.5.
環境保全	新たな知見・情報の収集	20	○	作物の生産に伴う環境への影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集	・農業の環境負荷低減に係る研修会の開催や参加による知識習得	産地・団体事務局	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの６ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(6)
	農薬による環境負荷の低減対策	21	○	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調整	・農薬の散布液が余ることのないように、表示されている単位面積あたりの使用量と農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調整すること	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第2条
		22	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源となる植物の除去 ・病害虫に抵抗性がある品種の導入 ・輪作体系の導入 ・ほ場及びほ場周辺の清掃　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの３ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(3) ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）　Ⅱの２及び３

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
環境保全	農薬による環境負荷の低減対策	23	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	産地・団体事務局 農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの３ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の（３） ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）　Ⅱの２及び３
		24	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除の実施	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの３ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(3) ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）　Ⅱの２及び３
		25	○	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬の使用量、使用回数を削減 ・飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルの使用 ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ・風向きを考慮したノズルの向きの決定 ・農薬を散布する場合の近隣住民等への事前の周知	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第1条、第6条 ・「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18農安第11607号農林水産省消費・安全局長通知） １の(1)～(6)
		26	○	被覆を要する農薬（土壌くん蒸剤等）を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	・土壌くん蒸剤を使用する場合は、薬剤が揮散して周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなど必要な措置を講じること。	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） 第8条
	肥料による環境負荷の低減対策（養液栽培は適用外）	27	○	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・たい肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ・県栽培指針、ＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ・施肥用機械・器具の点検・整備　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅰの１の(2)、Ⅲの第１の１、２ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの２ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(2)
		28	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥量の把握と施肥指導	・土壌診断の実施による適正施肥量の把握と施肥指導の実施	産地・団体事務局 農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅲの第３ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの２ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(1)
	土壌の管理（養液栽培は適用外）	29	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・標準的なたい肥施用基準に則したたい肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ・適地における不耕起栽培 ・多毛作及び輪作 ・適切な土壌改良資材の選択・施用　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅲの第１の１の（１）、３～５ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの１ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(1)
		30	○	土壌の侵食を軽減する対策の実施（注１）	・等高線栽培　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) Ⅲの第３ ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの１ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(1)

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
環境保全	廃棄物の適正な処理・利用	31	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託	産地・団体事務局 農業者	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条の４，５、第11条、第12条、第12条の２、第16条 ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの４ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(1)
		32	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却しないこと	農業者	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第16条の２ ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）　第14条 ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）　第15条
	廃棄物の適正な処理・利用	33	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元） ・たい肥の原料等の用途への仕向け　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの４ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(4)
	エネルギーの節減対策	34	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ・適切な温度管理の実施 ・不必要な照明の消灯 ・エネルギー効率の良い機種の選択 ・バイオマスエネルギー、太陽熱等新エネルギーの利用　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの５ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(5)
	特定外来生物の適正利用	35	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施（法令上の義務）	・法令で定められた以下の取組の実施 ①ハチの飼養に関する環境省の許可取得（1回の許可の有効期間は3年間） ②栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 ③栽培施設の出入口への二重の戸の使用、またはネットでの二重被覆 ④使用後のハチの確実な殺処分の実施 ⑤栽培施設への許可証の掲出	産地・団体事務局 農業者	・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）　第5条 ・環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成１７年環境省告示第42号）第1条、第2条
	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	36	△	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組の実践 ・侵入防止柵の設置や追払い等の被害防止対策の実施	農業者	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） ・「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」（平成20年2月21日農林水産省告示第254号）
労働安全	労働安全に係る知識、技術の習得等	37	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための機械の利用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得 ・農作業安全（応急対応含む）に係る研修や講習会等への積極的な参加	産地・団体事務局 農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の１(1)、Ⅰの第1の２(1)、同(5)
	危険作業等の把握	38	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備	産地・団体事務局 農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の２(1)、同(5)
	農作業従事者の制限	39	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ・未熟な農作業者に対する熟練者による指導 ・準備体操や整理体操の実施 ・１日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ・定期的な健康診断の受診　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の１(2)、Ⅰの第1の２(1)
	服装及び保護具の着用等	40	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用 ・飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用 ・回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用 ・高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 ・粉塵のある作業場所における、防塵めがねや防塵マスク等の着用 ・防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管　　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の２(2)、Ⅰの第3の１(4)、Ⅰの第4の１(1)～(5)、Ⅰの第4の２(1)～(7)、Ⅰの第6の２(3)～(5)、Ⅰの第7の１(3)

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
労働安全	作業環境への対応	41	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	・危険箇所の表示板設置等の実施 ・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ・ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ・酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等の実施 ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第3の１～５、Ⅰの第4の２、３
	機械等の導入・点検・整備・管理	42	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ・機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ・機械等において指定された定期交換部品の交換 ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ・保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の１(1)、Ⅰの第1の２(3)、Ⅰの第5の１(1)、Ⅰの第5の２(3)、Ⅰの第5の３(1)～(3)、Ⅰの第7の１(2) ・「農作業安全対策の推進について」（平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知）　記の５
	機械等の利用	43	○	機械、装置、器具等の適正な使用	・機械等の取扱説明書の熟読、保管 ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定 ・乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結 ・歩行型トラクター使用時の、後進発進時のエンジン回転数の減速、旋回方向への障害物確認 ・刈払機使用時の、部外者の立入禁止 ・脚立の固定金具の確実なロック　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第5の２(1),(2)、Ⅰの第7の２(1)～(4)、同３(3)、Ⅱの第1～第6 ・「個別農業機械別留意事項」（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）
全般（共通）	農薬・燃料等の管理	44	◎	農薬、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）（注２）	・農業者等が留意すべき事項としての定められた以下事項の遵守 ①冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ②毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示 ③農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止 ④火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ⑤燃料のそばでの機械、工具の使用禁止	農業者	・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） 第2条、第11条、第12条第1項及び第3項 ・消防法（昭和23年法律第186号） 第2条第7項、第9条の４、第10条 ・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）　Ⅰの第6
	事故後の備え	45	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）（注３）	・死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ・道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入 ・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入　等	農業者	・労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号） ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号） ・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第1の２(6)
	技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	46	○	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿 ・活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開） ・技術内容等の文書化 ・秘密事項の管理規程の整備　等	産地・団体事務局 農業者	・「農業の現場における知的財産取扱指針」（平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成） ５の(1)、(3)
		47	○	登録品種の種苗の適切な使用	・農作物の種子や果樹の枝（穂木、剪定枝等）を許可無く他の農家等に譲渡したり、海外に持ち出さない。 ・契約で自家増殖が禁止されている場合はその内容に従う	産地・団体事務局 農業者	・種苗法（平成10年法律第83号） ・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）
	情報の記録・保管	48	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳形式でのほ場の位置、面積の記録、保存 ・ほ場の栽培履歴などの情報の記録　　等	産地・団体事務局 農業者	
		49	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・次に掲げる事項の帳簿等への記載 ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率	産地・団体事務局 農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）　第9条 ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） 別添１のⅠの７ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(7)

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
全般（共通）	情報の記録・保管	50	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料に関する内容の記録、保存 （記録事項の例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等	産地・団体事務局 農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの７ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(7)
		51	◎	苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存 ・かんがいの実施、資材の使用・洗浄・消毒、施設や機器の清掃等の取組の記録、保管	農業者	・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範（2003年7月第26回コーデックス委員会総会採択） 5.7 ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）別添１のⅠの７ ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）　５の(7)
		52	◎	果実の出荷に関する記録の保存（注４）	・以下の記録の作成、保存 ①農作物の品名 ②農作物の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1回又は1日毎） ⑤食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録　等	産地・団体事務局 農業者	・食品衛生法（昭和22年法律第233号）　第3条第2項 ・「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）　別添の第3の４の(1)
	生産工程管理の実施	53	◎	生産工程管理の実施	・以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存（注５） ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	産地・団体事務局 農業者	
	記録の保存期間	54	◎	記録の保存期間	・上記の項目に関する記録について、以下の期間保存（注６） ①農作物の出荷に関する記録については１～３年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定） ②農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	産地・団体事務局 農業者	左記の①に関係する法令等 ・食品衛生法（昭和22年法律第233号） 第3条第2項 ・「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年8月29日付け食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）　別添の第3の３

（注１）土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。
（注２）毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。
（注３）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。
なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。
また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。
（注４）農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。
（注５）産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む
（注６）農業生産工程管理（GAP）を実践する観点からの記録の保存期間。

産地・団体事務局用(例)【果樹】

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬の適正使用に係る研修会を開催しましたか		
		2	◎	使用する水源の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	・かんがいや農薬の希釈、収穫後の洗浄などに使用する水源を確認しましたか		
	労働安全	3	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握し、危険マップなどの作成・配付を行いましたか ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制を整備しましたか		
		4	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の利用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得に係る研修を実施しましたか ・農作業安全（応急処置を含む）に係る研修や講習会を実施しましたか		
	環境保全	5	○	作物の生産に伴う環境への影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集	・農業の環境負荷低減に係る研修会を開催しましたか ・農業の環境負荷低減についてチラシや広報などによる情報提供を実施しましたか		
		6	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥量の把握と施肥指導	・土壌診断を実施しましたか ・診断結果等に基づく施肥指導を実施しましたか		
栽培期間中	環境保全	8	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報を提供しましたか ・予察情報に基づく技術対策を周知しましたか		
		9	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施（法令上の義務）	・法令で定められた以下の取組を実施していますか ①ハチの飼養に関する環境省の許可取得（1回の許可の有効期間は3年間） ②栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 ③栽培施設の出入口への二重の戸の使用、またはネットでの二重被覆 ④使用後のハチの確実な殺処分の実施 ⑤栽培施設への許可証の掲出		
集荷後	食品安全	10	△	収穫物の残留農薬検査の実施	・残留農薬検査をしましたか		
調製	食品安全	11	◎	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	・果樹の汚染や異物混入防止に係るマニュアルの作成、周知などの対策を講じましたか		
		12	◎	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・適切な排水設備が整備されていますか ・適切に廃棄物を処理していますか ・定期的に清掃を行っていますか ・衛生的な作業が行える明るさの照明を確保していますか ・施設への有害生物の進入防止策を講じていますか		
		13	◎	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	・手洗い設備やトイレ設備を設置していますか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
調製	食品安全	14	△	りんごにおけるかび毒（パツリン）汚染の低減対策の実施	・果実への土壌の付着防止対策を講じましたか ・菌を増殖を防止するための低温管理を実施していますか ・加工前の腐敗果や腐敗部分は確実に除去しましたか		
包装	食品安全	15	◎	安全で清潔な包装容器の使用	・安全で清潔な包装容器を使用しましたか		
運搬	食品安全	16	○	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施	・貯蔵・輸送時に適切な温度管理を実施しましたか		
廃棄物の処理	環境保全	17	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を行いましたか ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか		
共通事項	技術・ノウハウ（知的財産の保護・活用	18	○	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段を決めるまで技術内容を秘匿しましたか ・活用手段を適切に権利化、秘匿、公開しましたか ・技術内容等を文書化しましたか ・秘密事項の管理規定を整備しましたか		
		19	○	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	・農作物の種子や果樹の枝（穂木、剪定枝等）を許可無く他の農家等に譲渡したり、海外に持ち出さないよう農業者に周知しましたか ・契約で自家増殖が禁止されている場合はその内容に従うよう農業者を指導しましたか		
	記録の保管	20	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳型式でのほ場の位置、面積を記録、保存していますか ・ほ場の栽培履歴などの情報を記録していますか		
		21	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬の使用に関する以下の内容の記録が保存されていますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
		22	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料の使用に関する内容の記録が保存されていますか (記録事項例) ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	記録の保管	23	◎	果実の出荷に関する記録の保存	・農作物に関する以下の記録を保存していますか ①農作物の品名 ②農作物の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、１回又は１日毎） ⑤食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録　等		
	生産工程管理の実施	24	◎	生産工程管理の実施	・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定していますか ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しをしていますか ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用していますか		
	記録の保存期間	25	◎	記録の保存期間	・農作物の出荷に関する記録については１～３年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定）保存されていますか ・農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存されていますか		

生産者用(例)【果樹】

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	・ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途を確認しましたか ・汚染された地表水の流入により、ほ場が汚染される可能性を確認しましたか ・廃棄物や資材等が適切に管理されており、これらが生鮮果実を汚染する可能性がないことを確認しましたか		
		2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬の適正使用に係る研修会へ参加しましたか ・営農指導員等から農薬の適正使用に係る指導を受けましたか		
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	・農薬を使用する前に農林水産省の登録番号があることを確認しましたか		
	環境保全	4	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等を実施しましたか		
		5	△	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥量の把握と施肥指導	・土壌診断を実施しましたか ・診断結果等に基づく施肥指導を受けましたか		
		6	○	土壌の侵食を軽減する対策の実施	・等高線に沿った植栽等に取り組みましたか		
	労働安全	7	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得研修を受講しましたか ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会を受講しましたか		
		8	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握していますか		
		9	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	・農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善を行いましたか ①危険箇所の表示板設置等の実施 ②農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ③ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ④高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ⑤暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ⑥寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ⑦粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施　など		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	労働安全	10	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・機械、装置、器具等の安全装置等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等を実施しましたか ①機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ②中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ③機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ④機械等において指定された定期交換部品の交換 ⑤安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ⑥保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理　など		
	事故後の備え	11	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）	・死亡やけがに備え、労働者災害補償保険等に加入（ただし、法令上の要件を満たす労働者等の加入は使用者の義務）していますか ・道路等での第３者を巻き込んだ事故に備え、任意保険に加入してますか ・事故により機械等が破損した場合に備え、任意保険に加入していますか		
	農薬・燃料等の管理	12	◎	農薬、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）	・冷涼・乾燥した場所、部外者が立ち入らない場所で農薬を保管しましたか ・毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所の表示を行っていますか ・農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえをしていませんか ・火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所で燃料の保管をしていますか ・燃料のそばで機械、工具の使用をしていませんか		
病害虫防除	環境保全	13	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察により、病害虫の発生状況を把握した上で防除を行いましたか		
		14	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・天敵や粘着版等農薬以外の防除手段を活用しましたか		
		15	○	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・農薬使用前に防除器具等を点検し十分に洗浄されていることを確認しましたか ・農薬使用後に防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所を十分に洗浄しましたか		
	食品安全	16	◎	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）	・容器又は包装の表示内容を確認しましたか ①適用作物 ②使用量 ③希釈倍率 ④使用時期（収穫前の使用禁止期間） ⑤使用回数（使用前に記録簿を確認） ⑥有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない） ⑦使用上の注意		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
病害虫防除	食品安全	17	○	農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）	・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用する農薬の種類等に係る情報提供を行いましたか ・ドリフト低減の対策は充分ですか（専用ノズルの使用、風の強さ・向き）		
	環境保全	18	○	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・天候や時間帯（通学時間帯を避けるなど）に配慮し農薬散布を行いましたか ・周辺の住民に対して、事前に農薬散布について十分に情報提供を行いましたか ・ドリフト低減の対策は充分でしたか（専用ノズルの使用、風の強さ・向き）		
		19	○	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬の散布液が余ることのないように、必要な量だけを秤量して散布液を調製しましたか		
		20	○	被覆を要する農薬（土壌くん蒸剤等）を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施	・土壌くん蒸剤を利用する場合は、揮散を防止する措置を行いましたか		
施肥	食品安全	21	◎	たい肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵したたい肥を施用	・たい肥を使用する場合は、完熟たい肥を使用していますか ・作物や農場等を汚染しないようにたい肥を適切に保管していますか		
		22	○	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施	・培養液の頻繁な取り替え、又は培養液を再利用する場合は微生物的・化学的汚染を低減するための処理を行っていますか ・養液栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いを行っていますか		
	環境保全	23	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・適切な土壌改良資材の選択・施用を行いましたか		
		24	○	たい肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切にたい肥化されたものを使用	・たい肥を使用する場合は完熟したものを選定しましたか ・たい肥を生産する場合は、発酵期間を十分に取りしっかりと完熟させるよう切り返し等を適切に実施しましたか		
		25	○	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・土壌診断結果や県栽培マニュアル、ＪＡの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を実施しましたか		
灌水	食品安全	26	◎	使用する水源の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施	・かんがいや農薬の希釈、収穫後の洗浄などに使用する水源を確認しましたか		
栽培期間中	食品安全	27	◎	栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・施設内に有害生物が侵入・生息しないよう、点検と必要な対策の実施を行いましたか		
	環境保全	28	◎	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施（法令上の義務）	・法令で定められた以下の取組を実施していますか ①ハチの飼養に関する環境省の許可取得（１回の許可の有効期間は3年間） ②栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆 ③栽培施設の出入口への二重の戸の使用、またはネットでの二重被覆 ④使用後のハチの確実な殺処分の実施 ⑤栽培施設への許可証の掲出		
収穫・出荷	食品安全	29	◎	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	・適切な排水設備が整備されていますか ・適切に廃棄物を処理していますか ・定期的に清掃を行っていますか ・衛生的な作業が行える明るさの照明を確保していますか ・施設への有害生物の進入防止策を講じていますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
収穫・出荷	食品安全	30	◎	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	・手洗い設備やトイレ設備を設置していますか		
		31	○	農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	・トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な取扱と洗浄を実施していますか		
共通事項	食品安全	32	○	作業者の衛生管理の実施	・作業の前後に手洗いを実施していますか ・汚れた靴や衣服のままで調製作業をしていませんか		
	農作業安全	33	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等を制限していますか ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担について配慮していますか ・未熟な農作業者は、熟練者がついて監視していますか ・準備体操や整理体操を実施していますか ・１日あたりの作業時間の設定と適切な休憩の取得を行っていますか ・定期的に健康診断を受診していますか		
	服装及び保護具の着用等	34	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時にヘルメットを着用していますか ・飛散物が当たる危険性のある場所において、保護めがね等を着用していますか ・回転部分にカバーができない場合、袖口の締まった服装、帽子等の着用に心がけていますか ・高所作業時に、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等を着用していますか ・粉塵のある作業場所では、防塵メガネや防塵マスク等を着用していますか ・防除作業時に、作業衣、マスク等を着用するとともに、作業後は十分洗浄し保管していますか		
	機械等の利用	35	○	機械、装置、器具等の適正な使用	・機械等の取扱説明書を熟読し保管していますか ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際、ｴﾝｼﾞﾝ停止、昇降部落下防止装置の固定を実施していますか ・乗用型ﾄﾗｸﾀｰ使用時の、ｼｰﾄﾍﾞﾙﾄやﾊﾞﾗﾝｽｳｪｲﾄの装着、移動時等の左右ﾌﾞﾚｰｷの連結を実施していますか ・歩行型ﾄﾗｸﾀｰ使用時の、後進発進時のｴﾝｼﾞﾝ回転数の減速、旋回方向への障害物確認を行っていますか ・刈払機使用時に、部外者の立入を禁止していますか ・脚立使用時は、固定金具を確実にロックしていますか		
	エネルギーの節減対策	36	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修を行っていますか ・適切な温度管理を励行していますか ・不必要な照明の消灯していますか ・エネルギー効率の良い機種を選択していますか		
	廃棄物の処理	37	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか ・地域の廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を活用しましたか		
		38	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却していませんか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	廃棄物の処理	39	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元）していますか ・たい肥資材等への用途に仕向ける等していますか		
	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	40	△	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・集落ぐるみでの鳥獣を引き寄せない取組を実践していますか ・侵入防止柵の設置や追払い等の被害防止対策を実施していますか		
	技術・ノウハウ（知的財産の保護・活用	41	○	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段を決めるまで技術内容を秘匿しましたか ・活用手段を適切に権利化、秘匿、公開しましたか ・技術内容等を文書化しましたか ・秘密事項の管理規定を整備しましたか		
		42	○	登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)	・農作物の種子や果樹の枝（穂木、剪定枝等）を許可無く他の農家等に譲渡したり、海外に持ち出していませんか ・契約で自家増殖が禁止されている場合はその内容に従いましたか		
	記録・保存	43	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳型式でのほ場の位置、面積を記録、保存していますか ・ほ場の栽培履歴などの情報を記録していますか		
		44	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬の使用に関する以下の内容について記録していますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した農作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
		45	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料の使用に関する内容について記録していますか (記録事項例) ①施用日 ②施用場所 ③施用した農作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		
		46	◎	種子･苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存	・種子･苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等を保存してますか		
		47	◎	果実の出荷に関する記録の保存	・農作物に関する以下の記録を保存していますか ①農作物の品名 ②農作物の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、１回又は１日毎） ⑤食品衛生法第11条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録　等		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
	生産工程管理の実施	47	◎	生産工程管理の実施	・点検項目（チェックリスト）を確認して、農作業を行い、取組内容（取引先からの情報提供を含む）を記録しましたか ・点検項目（チェックリスト）と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存していますか ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用していますか		
	記録の保存期間	48	◎	記録の保存期間	・農作物の出荷に関する記録については１～３年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定）保存されていますか ・農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存されていますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

（４）きのこ（菌床きのこ栽培）

菌床きのこ栽培の一般的生産工程図（例）

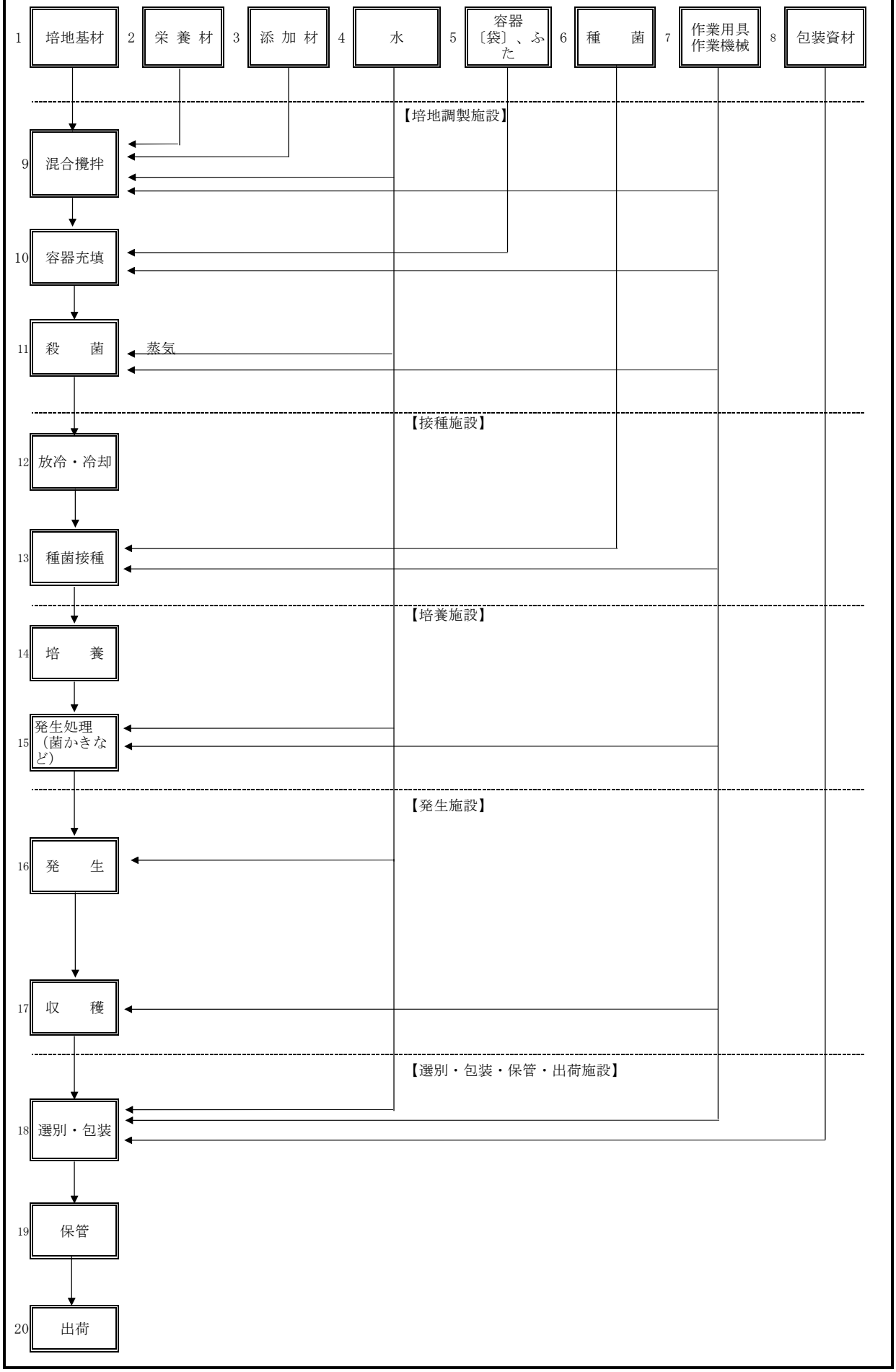

菌床きのこ栽培の生産工程とリスク管理の内容

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法	備 考
培地調製（混合攪拌・容器充填）・殺菌工程					
培地調製施設	・培地調製施設	・異物	・培地調製施設の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・培地調製施設の清潔さ維持 ・放射性物質の飛散・進入防止 ・ネズミ・キノコバエ・ダニなどの防除と駆除	
	・培地基材	・重金属等の有害物質 （注１）	・培地基材自体の汚染 （おが粉等の放射性汚染） ・保管管理不良	・購入伝票等による培地基材の安全性、品質の確認 ・放射性物質検査又は検査証による安全確認 ・適切な保管管理の実施	
	・栄養材	・重金属等の有害物質 （注１）	・栄養材自体の汚染 ・保管管理不良	・購入伝票等による栄養材の安全性、品質の確認 ・放射性物質検査又は検査証による安全確認 ・適切な保管管理の実施	
	・添加材	・有害物質	・食品添加物以外の添加材の使用 （注３） ・保管管理不良	・購入伝票等による食品添加物であることの確認 （注３） ・適切な保管管理の実施	
	・水	・重金属等の有害物質 （注１）	・原水自体の汚染	・水源が重金属等に汚染されていないことの確認	
	・容器〔袋〕、ふた	・有害物質 ・異物	・容器（袋）自体の材質不良 ・不適切な保管及び取り扱い	・購入伝票等による容器［袋］の材質の確認 ・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い	
種菌接種・培養工程					
接種・培養施設	・接種・培養施設	・異物	・接種・培養施設の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・接種・培養施設の清潔さ維持 ・ダニ・キノコバエ・ガガンボなどの防除と駆除 ・ネズミなどの小動物が入り込まないよう施設点検と補修	
	・施設消毒	・有害物質	・不適切な施設消毒方法	・適切な施設消毒方法の徹底（菌床培地などへの付着防止）	
	・作業者の衛生	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持 ・帽子、専用の履物の着用	
発生・収穫工程					
発生施設	・発生施設	・異物	・発生施設の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・発生施設の清潔さ維持 ・ダニ・キノコバエ・ガガンボなどの防除と駆除 ・ネズミなどの小動物が入り込まないよう施設点検と補修	
	・水	・重金属等の有害物質 （注１）	・原水自体の汚染	・水源が重金属等に汚染されていないことの確認	
	・作業用具	・異物	・作業用具の衛生管理（清掃、洗浄）不良	・作業用具の清潔さ維持とメンテナンス	
	・施設消毒	・有害物質	・不適切な施設消毒方法	・適切な施設消毒方法の徹底（菌床培地などへの付着防止）	
	・作業者の衛生	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持 ・帽子、専用の履物の着用	
選別・包装工程					
選別・包装施設	・作業者の衛生	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持 ・帽子、専用の履物の着用 ・金属探知機の導入検討	
	・選別・包装施設	・異物	・選別・包装施設の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・選別・包装施設の清潔さ維持 ・ダニ・キノコバエ・ガガンボなどの防除と駆除 ・ネズミなどの小動物が入り込まないよう施設点検と補修	
	・容器 ・包装資材	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い	
	・作業用具・機械	・異物	・作業用具・機械の衛生管理不良	・作業用具・機械の清潔さ維持とメンテナンス	
保管・出荷工程					
保管・出荷	・保管施設（冷蔵庫など）	・異物	・保管施設（冷蔵庫）の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・保管施設（冷蔵庫）の清潔さ維持とメンテナンス ・ダニ・キノコバエ・ガガンボなどの防除と駆除 ・ネズミなどの小動物が入り込まないよう施設点検と補修	
	・容器、ふた	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い	
	・運搬車両	・異物	・運搬車両の衛生管理（清掃、洗浄）不良	・運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス	

（注１）産地の実態に応じたオプション事項（特に地域性のある事項）

（注２）菌床きのこ栽培の添加材として使用することが望ましい食品添加物等は、以下のとおりである。

① コーデックスで規定する一日摂取許容量を特定または制限しないものとする。

② 有機農産物の日本農林規格の別表１及び３に掲げられるものとする。

きのこのGAP項目（例）

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
食品安全	原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設の環境の確認と衛生管理	1	◎	原木林、きのこ生産場所、きのこ関連施設やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	・きのこ生産場所及び隣接地の従前及び現在の用途の確認 ・きのこ生産場所及び水源への動物の侵入の確認 ・汚染された地表水の流入により、きのこ生産場所が汚染される可能性の確認 ・廃棄物や資材等が適切に管理されており、これらがきのこを汚染する可能性がないことを確認 ・じん埃、土壌、汚水による汚染防止 ・廃棄物、有毒物質等の適切な管理 等	生産者	・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
	（菌床栽培の場合）培地への水の使用	2	◎	菌床栽培の場合、培地に使用する水の確認	・培地に使用する水は、定期的に水質検査を実施 ・使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善すること ・栽培用の資材や機器の衛生的な保管・取扱いと、栽培終了後など必要なときに洗浄・消毒　等	生産者	・きのこ菌床製造管理基準の制定について（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）
	（菌床栽培の場合）菌床資材の水の使用	3	○	菌床栽培の場合、菌床資材、種菌の安全性の確認と適切な保管、取扱	・基材、添加物等の菌床製造用材料は、組成成分、使用方法等の明らかなものを受け入れ ・オガコ、チップ等の保管は、排水をよくし、飛散の防止策を講じる等適切に実施 ・添加物は、品質に変化を起こさせないように適切に保存管理 ・種菌の速やかな使用、適切な保管により、種菌の汚染を防止 等	生産者	・きのこ菌床製造管理基準の制定について（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）
	（菌床栽培の場合）機械・施設・容器等の衛生管理	4	○	菌床栽培の場合、培地調整、種菌接種等の衛生的な実施	・詰込み完了後の培地の速やかな殺菌・冷却 ・殺菌完了後の培地は、無菌的に接種室に搬入し、種菌を無菌的に接種 ・接種完了後の菌床は、所定の環境条件に調節された培養室に搬入・培養 ・培養中の培地の菌糸のまん延状態、害菌の有無等を検査し、害菌に汚染されたものは直ちに殺菌後廃棄 等	生産者	・きのこ菌床製造管理基準の制定について（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）
		5	○	菌床栽培の場合、菌床容器等の適正な保管	・菌床容器等は組成成分や使用方法等の明らかなものを受け入れ ・品質に変化を起こさないように適切な保存管理 等	生産者	・きのこ菌床製造管理基準の制定について（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）
		6	○	菌床栽培の場合、施設の温度・湿度等の環境条件の適切な管理	・冷却施設の適切な清浄度及び冷却温度の保持 ・接種室の無菌状態の保持 等	生産者	・きのこ菌床製造管理基準の制定について（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）
	収穫以降のきのこの管理	7	○	きのこの清潔で衛生的な取扱い（法令上の義務）	・そ族、昆虫、化学物質、異物、微生物等による汚染防止 ・温度、湿度管理その他必要な措置を通じた食品の腐敗、変敗等の防止 ・施設の清掃及び適切な補修による、清潔かつ適切に維持管理の実施 ・きのこの取扱者の衛生管理 等	生産者	・食品衛生法（昭和22年法律第233号） ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
	乾燥加工時の管理	8	○	作業者の衛生管理の実施	・作業者の健康管理の実施（経口感染する疾病が疑われるものは作業しない） ・手洗いの励行 ・履物や手袋等の清潔さの保持 ・外傷の被覆 ・訪問者に衛生上のルールを守らせるなど部外者への適切な対応の実施 等	生産者	・食品衛生法（昭和22年法律第233号） ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
		9	○	乾燥加工施設における衛生的な水の使用	・食品製造に直接関係ない目的で使用する場合を除き、飲用適の水を使用	生産者	・食品衛生法（昭和22年法律第233号） ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
		10	○	手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	・手洗い設備やトイレ設備において、手を衛生的に洗浄し、乾燥することが出来るようにすること	生産者	・食品衛生法（昭和22年法律第233号） ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
		11	○	収穫・運搬・乾燥に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	・収穫・運搬・乾燥に使用する器具類等の定期的な手入れと、洗浄 ・収穫用の容器を、収穫されたきのこ以外のものを運ぶために使用しないこと ・堆肥やその原料、生ごみ等に使用されるなど、汚染の可能性がある器具類等は、十分に洗浄し、 必要に応じて消毒 等	生産者	・食品衛生法（昭和22年法律第233号） ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
		12	○	乾燥加工施設、貯蔵施設の適切な内臓構造の確保と衛生管理	・適切な排水設備 ・適切な廃棄物管理 ・定期的な清掃 ・衛生的な作業が行える明るさの照明 ・施設内に有害生物が侵入、生息しないよう、点検と必要な対策の実施 等	生産者	・食品衛生法（昭和22年法律第233号） ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
		13	○	収穫・運搬・乾燥時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	・覆いのないきのこの上で、喫煙や飲食など、きのこの汚染や異物混入の原因となる行動をしないこと ・乾燥加工に当たっては、金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の異物混入防止措置 ・必要に応じて適切な温度及び湿度の管理 等	生産者	・食品衛生法（昭和22年法律第233号） ・「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）について」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
環境保全	廃棄物の適正な処理・利用	14	○	きのこ生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・資格のある産業廃棄物処理業者に産業廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託	産地・団体事務局 生産者	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
環境保全	廃棄物の適正な処理・利用	15	○	きのこ生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	・きのこ生産を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却しないこと ・住宅集合地域では焼却に伴って悪臭が生じるものを野外で大量に焼却しないこと	生産者	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の２ ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第14条 ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号） 第15条
		16	○	廃ほだ木、廃菌床、作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に持ち込むと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元） ・堆肥の用途への仕向け 等	生産者	・環境基本法（平成５年法律第91号） 第８条
	エネルギーの節減対策	17	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ・適切な温度管理の実施 ・不必要な照明の消灯 ・エネルギー効率の良い機種の選択 ・バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーの利用 等	生産者	・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号） 第５条
	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	18	◎	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣等を引き寄せない取組の実施侵入防止柵の設置 ・追い払い活動や追い上げ活動の実施	産地・団体事務局 生産者	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号） 第12条
労働安全	危険作業等の把握	19	◎	きのこ生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備	産地・団体事務局 生産者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）Ⅰの第1の２(1)、同(5)
	農作業従事者の制限	20	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ・未熟な農作業者に対する熟練者による指導 ・準備体操や整理体操の実施 ・１日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ・定期的な健康診断の受診 等	生産者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）Ⅰの第1の１(2)、Ⅰの第1の２(1) ・「労働安全衛生法」（昭和47 年法律第57 号）第42条、第61条 ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号）第1条 ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号） ・「チェーンソー取扱作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省基準局長通知）
	服装及び保護具の着用等	21	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用 ・飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用 ・回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用 ・高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 ・粉塵のある作業場所における、防塵めがねや防塵マスク等の着用 ・防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管 等	生産者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）Ⅰの第1の２(2)、Ⅰの第3の１(4)、Ⅰの第4の１(1)～(5) 、Ⅰの第4の２(1)～(7)、Ⅰの第6の２(3)～(5)、Ⅰの第7の１(3) ・「チェーンソー取扱作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省基準局長通知）
	作業環境への対応	22	◎	きのこ生産作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	・危険箇所の表示板設置等の実施 ・農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等の実施 ・きのこ生産場所、きのこ関連施設出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ・高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ・酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等の実施 ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施 ・ハチ等の昆虫、へびやくま等の危険な動物への対応法及び被害にあった場合の応急処置等についての確認 等	生産者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）Ⅰの第3の１～５、Ⅰの第4の２、３
	機械等の導入・点検・整備・管理	23	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理（法律上の義務を含む）	・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ・機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ・機械等において指定された定期交換部品の交換 ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ・保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理 等	生産者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）Ⅰの第1の１(1)、Ⅰの第1の２(3)、Ⅰの第5の１(1)、Ⅰの第5の２(3)、Ⅰの第5の３(1)～(3)、Ⅰの第7の１(2) ・「農作業安全対策の推進について」（平成19年1月30日付 け18生産第6674号農林水産省生産局長通知） 記の５ ・「労働安全衛生法」（昭和47 年法律第57 号） ・労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第308号） ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和４７年労働省令33 号） ・「チェーンソー取扱作業指針について」（平成21年7月10日付け基発0710第1号厚生労働省基準局長通知）
	機械等の利用	24	○	機械、装置、器具等の適正な使用	・機械等の取扱説明書の熟読、保管 ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定 ・乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結 ・刈払機使用時の、部外者の立入禁止 ・脚立の固定金具の確実なロック ・チェーンソー作業時の適切な使用、作業時間の適切な管理 等	生産者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）Ⅰの第5の２(1),(2)、Ⅰの第7の２(1)～(4) 、同３(3)、Ⅱの第1～第6 ・「個別農業機械別留意事項」（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）
	燃料等の管理	25	◎	燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）（注１）	・生産者等が留意すべき事項としての定められた以下事項の遵守 ①火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ②燃料のそばでの機械、工具の使用禁止	生産者	・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条、第11条、第12条第1項及び第3項 ・消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項、第9条の４、第10条 ・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） Ⅰの第6

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
労働安全	事故後の備え	26	◎	事故後のきのこ生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）（注２）	・死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ・道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入 ・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入　等	生産者	・労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号） ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号） ・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）Ⅰの第1の２(6)
全般（共通）	技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	27	◎	きのこ生産者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿 ・活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開） ・技術内容等の文書化 ・秘密事項の管理規程の整備　等	産地・団体事務局 生産者	・「農業の現場における知的財産取扱指針」（平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成）５の(1)、(3)
		28	◎	登録品種の種菌の適切な使用（法令上の義務）	・登録品種の種菌を利用（譲渡等）する場合は、権利者の許諾を得る	産地・団体事務局 生産者	・種苗法（平成10年法律第83号） ・種苗法施行規則（平成10 年農林水産省令第83 号）抜粋
	ボイラー及び圧力容器使用時の登録・主任の設置	29	◎	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置（法令上の義務を含む）	・設置時の届け出、落成検査等の実施 ・必要な場合は取扱作業主任者の設置	生産者	・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）
	情報の記録・保管	30	○	きのこ生産場所の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳形式での生産施設やホダ場等の位置、面積の記録、保存 ・ほ場の栽培履歴などの情報の記録　　等	産地・団体事務局 生産者	
		31	○	菌床、原木、種菌、増収材、農薬等の購入伝票等の保存	・過去の作物生産活動の内容が確認できるよう、菌床、原木、種菌、増収材、農薬等の購入伝票等を保存	生産者	・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
		32	○	菌床栽培の場合、菌床資材及び工程別作業について記録し、保存	・菌床資材（培地基材、添加剤、容器）、培地に使用する水、殺菌完了検査、施設の環境条件の検査、菌糸のまん延状態、害菌の有無等を記録	生産者	・「きのこの菌床製造管理基準の制定について」（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知）
		33	◎	ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録の保存（法令上の義務）	・ボイラー及び圧力容器の定期自主検査の記録の保存	生産者	・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）
		34	○	きのこの出荷に関する記録の保存（注３）	①生産品の品名 ②生産品の出荷又は販売先の名称及び所在地 ③出荷又は販売年月日 ④出荷量又は販売量（出荷又は販売先毎、1 回又は1 日毎） ⑤食品衛生法第11 条の規格基準（微生物、残留農薬等）への適合に係る検査を実施した場合の当該記録 等・肥料に関する内容の記録、保存	産地・団体事務局 生産者	・食品衛生法（昭和22 年法律第233 号） ・「食品衛生法第１ 条の３ 第２ 項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15 年8 月29 日付け食安発第0829001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
	生産工程管理の実施	35	◎	以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、 その結果を保存（注４） ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	・農業生産工程管理（①計画策定、②実践・記録、③点検・評価、④改善）の実践における具体的な取組内容は次のとおりです。 ①産地又は農業者の単位で、農場を利用する計画（ほ場や施設での作物の栽培及び作物を栽培しない期間の管理、選別・調製、貯蔵、集出荷施設等の利用に係る計画）を策定した上で、ガイドラインの取組事項を基に、農作業の点検項目又は手順書（以下「点検項目等」という）を作成 ②点検項目等を基に、農作業を行い、取組内容を帳簿等に記録、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に、自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分を把握 ⑤農業生産工程管理における点検・評価に際しては、自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検や、第二者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	産地・団体事務局 生産者	・平成23年農業技術の基本指針（平成23年2月25日付け農林水産省公表）
	記録の保存期間	36	◎	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存（注５） ①きのこの出荷に関する記録については１～３年間（保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定） ②菌床栽培における菌床資材、工程別作業の記録については３年間 ③ボイラー及び圧力容器の自主点検の記録については３年間 ④上記①から③に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	①農作物の出荷に関する記録については、食品衛生法（昭和22 年法律第233 号）第３条２項において、「食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対して販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成・保存 ②菌床栽培における菌床資材、工程別作業の記録については、「きのこの菌床製造管理基準の制定について」において、３年間保存 ③ボイラー及び圧力容器の自主点検の記録については、「ボイラー及び圧力容器安全規則」において、３年間保存 ④①から③以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存	産地・団体事務局 生産者	左記の①に関係する法令等 ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）第3条第2項 ・「食品衛生法第１条の３第２項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について」（平成15年8月29日付食安発第0829001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）　別添の第3の３ ・「きのこの菌床製造管理基準の制定について」（平成４年４月８日付け４林野産第３８号林野庁長官通知） ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令33号）

（注１）毒物及び劇物取締法（昭和25 年法律第303 号）に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については法令上の義務。
（注２）労働者災害補償保険法（昭和22 年法律第50 号）に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。なお、自営農業者であっても、特別加入することによって、災害補償を受ける。
（注３）農協等への販売の委託を行う場合、農業者は農協等に対して、記録の作成・保存を依頼等して差し支えない。
（注４）産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。
（注５）農業生産工程管理（GAP）を実践する観点からの記録の保存期間。

産地・団体事務局用(例)【菌床きのこ栽培】

工程	産地［生産部会等］の取組（チェック項目）	ﾁｪｯｸ・実施率	○	△	×	備考（評価）	対応生産者用チェックリストNO
共通事項	チェックシートの提出率	%					
	きのこＧＡＰや安全・安心などに関する研修会の開催等の情報提供を行いましたか						
	記録の保持と必要に応じて消費者に適切な情報を提供しましたか						
	放射性物質検査又は検査証により安全性を確認しましたか						
	産地、検査証、入荷日等の記録を残しましたか						
	水道水以外を使用する生産者に水質検査の指導をしましたか						
培地調整・殺菌	施設の整理・整頓・清掃の実施率	%					
	作業用具、機械の管理及び定期的なメンテナンスの実施率	%					
	培地基材等の安全性の確認を行いましたか						
	生産資材の管理・保管を行いましたか						
種菌接種・培養	施設の整理・整頓・清掃及び衛生管理を行いましたか						
	作業用具、機械の管理及び定期的なメンテナンスを行いましたか						
	施設の消毒にあたって、培地や子実体への付着防止を行いましたか						
	作業者の衛生管理を適切に行いましたか						
発生・収穫	施設の整理・整頓・清掃の実施率	%					
	作業用具、機械の定期的なメンテナンスを行いましたか						
	収穫物は衛生的に取り扱いましたか						
	施設の消毒にあたって、培地や子実体への付着防止を行いましたか						
	収穫日時、発生場所等の記録の記帳実施率	%					
選別・包装	収穫物は衛生的に取り扱いましたか						
	施設の整理・整頓・清掃の実施率	%					
	選別・包装日・作業担当者などの記録の実施率	%					
	生産資材の適正な管理・保管の実施率	%					
	作業用具、機械の定期的な管理及びメンテナンスの実施率	%					
保管・出荷	収穫物は衛生的に取り扱いましたか						
	施設の整理・整頓・清掃の実施率	%					
	作業用具、機械の管理及び定期的なメンテナンスの実施率	%					
	収穫日の区別や保管状態の記録を行いましたか						
	生産資材の適正な管理・保管の実施率	%					
	運搬車両の適正な管理の実施率	%					
総合	一連の生産工程管理で改善が必要な事項についての検討の実施率。	%					

※ チェック欄：十分：○、まあまあ十分：△、不十分：×

実施率＝（実施者数／部会員）×100

生産者用(例)【菌床きのこ栽培】

ＮＯ	工程	分類		チェック項目	頻度	チェック	できなかった理由
1	共通事項	水（原水）	水（原水）	◎水源が明らかでですか（水道水・地下水・その他）	年　回		
2			水質検査	△水道水以外の原水を使用する場合、水質検査は実施しましたか	年　回		
3		作業者	教育訓練	◎衛生的な取扱いのための職場研修等を実施したか	年　回		
4		記録の保持	情報提供	◎記録の保持とＪＡなどへ情報提供を行いましたか	随時		
5	培地調製（混合攪拌・容器充填）・殺菌	培地調製施設 殺菌・放冷施設 作業用具・機械		◎培地調製、殺菌放冷施設は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	毎日		
6				◎作業用具・機械は、定期的なメンテナンスと点検を実施しましたか	月　回／毎日		
7				◎殺菌釜、ボイラーなどの設備管理記録を付け、その記録を残しましたか	毎日		
8		培地基材	受入	◎培地基材の品質、安全性を確認し、購入伝票などを保管しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	随時		
9				◎放射性物質検査で基準値以内であることを確認しましたか（検査証明書の写し）	随時		
10			保管	◎資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	随時		
11				◎資材の入出庫管理記録を残し、保管しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	随時		
12		栄養材	受入	◎栄養材の品質、安全性を確認し、購入伝票などを保管しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	随時		
13			保管	◎資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	随時		
14				◎資材の入出庫管理記録を残し、保管しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	随時		
15		添加材	受入	◎添加材の品質、安全性を確認し、購入伝票などを保管しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	随時		
16			保管	◎資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	随時		
17				◎資材の入出庫管理記録を残し、保管しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	随時		
18		容器（袋）、ふた	受入	◎容器（袋）、ふたの品質、安全性を確認し、購入伝票などを保管しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	随時		
19			保管	◎資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	随時		
20				◎資材の入出庫管理記録を残し、保管しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	随時		

ＮＯ	工程	分類		チェック項目	頻度	チェック	できなかった理由
21	種菌接種・培養	接種・培養施設	接種・培養施設	◎接種・培養施設は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	毎日		
22				◎作業用具・機械は、定期的なメンテナンスと点検を実施しましたか	月　回／毎日		
23				◎殺菌釜、ボイラーなどの設備管理記録を付け、その記録を残しましたか	毎日		
24			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はありませんか	毎日		
25				◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの防除または駆除管理記録を付け、保管しましたか	月　回 /毎日		
26		施設消毒		◎使用した消毒剤に関する記録を残しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	随時		
27				◎菌床培地・子実体への消毒剤の付着防止に努めましたか	随時		
28		作業者	衛生管理	◎衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用しましたか	毎日		
29				◎喫煙・喫食は定められた場所のみとしましたか	毎日		
30			掃除用具	◎決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしましたか	毎日		
31	発生・収穫	発生施設	発生施設	◎発生施設は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	毎日		
32				◎作業用具・機械は、定期的なメンテナンスと点検を実施しましたか	月　回／毎日		
33				◎空調などの設備管理記録を付け、その記録を残しましたか	毎日		
34			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はありませんか	毎日		
35				◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの防除または駆除管理記録を付け、保管しましたか	月　回 /毎日		
36		作業用具（収穫）		◎収穫作業用具の清潔な管理に努めましたか	毎日		
37				◎収穫物に異物が混入していないか目視等での確認に努めましたか	毎日		
38				◎収穫日時・発生場所の区分・作業者などを記録し、その記録を残しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	毎日		
39		施設消毒		◎使用した消毒剤に関する記録を残しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	随時		
40				◎菌床培地・子実体への消毒剤の付着防止に努めましたか	随時		
41		作業者	衛生管理	◎衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用しましたか	毎日		
42				◎喫煙・喫食は定められた場所のみとしましたか	毎日		
43			掃除用具	◎決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしましたか	毎日		

ＮＯ	工程	分類		チェック項目	頻度	チェック	できなかった理由
44	選別・包装	作業者	衛生管理	◎衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用しましたか	毎日		
45				◎喫煙・喫食は定められた場所のみとしましたか	毎日		
46			掃除用具	◎決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしましたか	毎日		
47		選別・包装施設	選別・包装施設	◎選別・包装施設内は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	毎日		
48				◎異物が混入していないか目視等での確認に努めましたか	毎日		
49				◎選別・包装日、ロット区分、作業担当者などを記録し、その記録を残しましたか【生産履歴記帳運動などの記録と管理をしましたか】	毎日		
50			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はありませんか	毎日		
51				◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの防除または駆除管理記録を付け、保管しましたか	月　回 /毎日		
52		容器、ふた包装資材		◎容器、ふた、包装資材は、衛生的に管理・保管しましたか	毎日		
53		作業用具・機械		◎作業用具・機械は、定期的なメンテナンスと点検を実施しましたか	月　回／毎日		
54	保管・出荷	作業者	衛生管理	◎衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用しましたか	毎日		
55				◎喫煙・喫食は定められた場所のみとしましたか	毎日		
56			掃除用具	◎決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしましたか	毎日		
57		保管・出荷施設	保管施設（冷蔵庫）	◎保管施設（冷蔵庫）は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	毎日		
58				◎設備・器具類は、定期的なメンテナンスと清掃を実施しましたか	月　回 ／毎日		
59				◎生産物の放射性物質検査を実施しましたか			
60				◎計測機器類は、定期的に校正し、その実施記録を残しましたか	月　回		
61				◎収穫日が、区別できるよう管理しましたか	毎日		
62				◎保管中の温度を定期的に計測・記録し、その記録を残しましたか	毎日		
63			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はありませんか	毎日		
64				◎ネズミ・ダニ・キノコバエなどの防除または駆除管理記録を付け、保管しましたか	月　回/毎日		
65		容器		◎容器は、衛生的に管理・保管しましたか	随時		
66		運搬車両		◎運搬車両の清掃を行ったか容器は、衛生的に管理・保管しましたか ◎運搬車両のメインテナンスを行いましたか	毎日 随時		
67	総合			◎一連の生産工程管理で改善が必要な事項について検討を行いましたか	年　回		

※ ◎は推奨項目、△は産地の実態に即した選択項目として、例示しました。

※ チェック欄：十分：○、まあまあ十分：△、不十分：×

※ このチェックリストを参考に、対象者別・生産工程管理別・頻度別等、産地の実態に即した使い易いチェックリストを創意工夫の上、作成しましょう。

（５）きのこ（原木しいたけ栽培）

原木しいたけの一般的生産工程図（例）

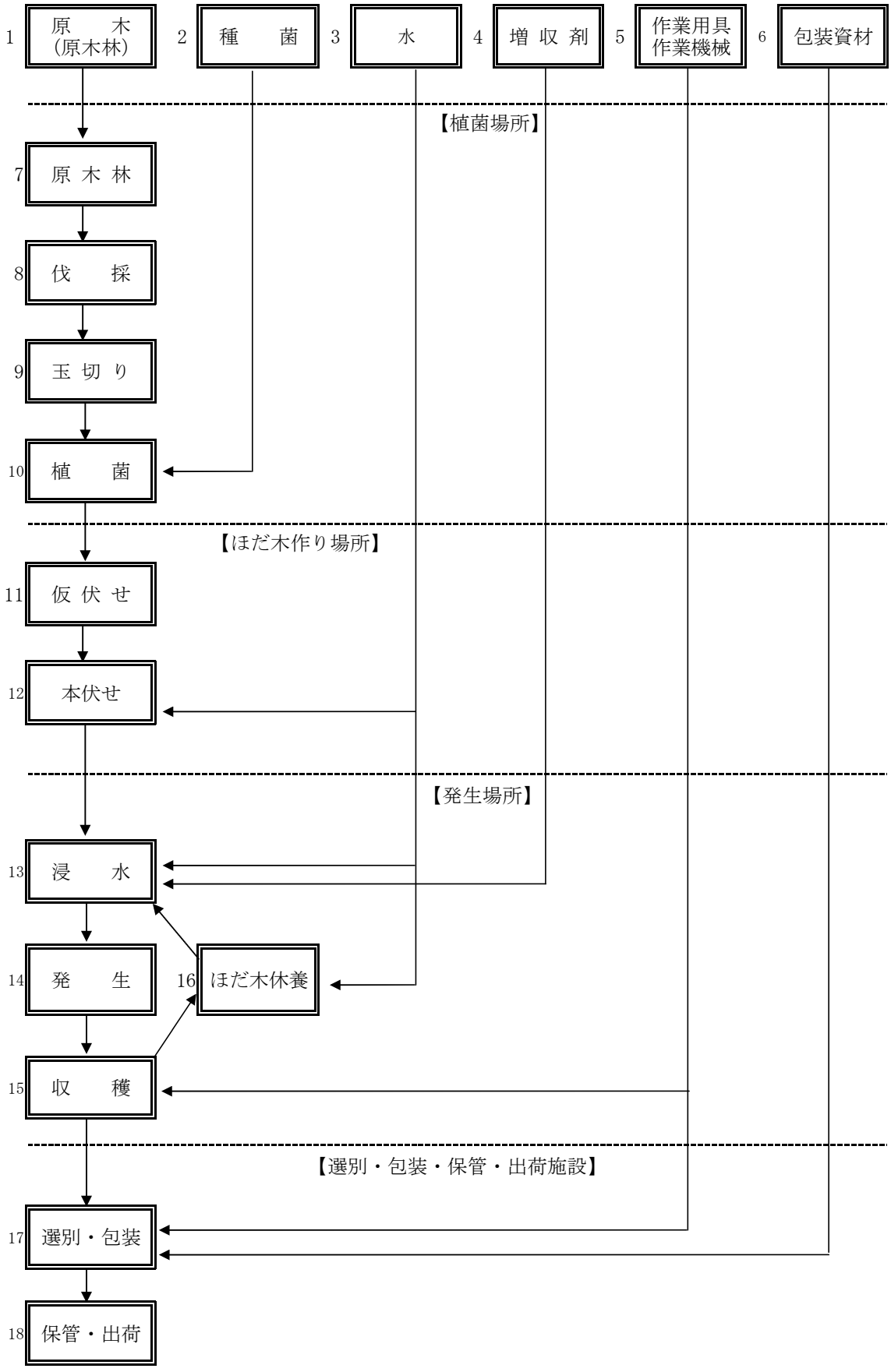

原木しいたけ栽培の生産工程とリスク管理の内容

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法	備　考
植菌（原木伐採、玉切り、植菌）工程					
植菌場所	・原木林	・重金属等の有害物質（注１）	・原木林自体の汚染	・原木林が重金属等に環境汚染されていないか確認	
	・原木	・重金属等の有害物質（注１）	・原木自体の汚染	・きのこ原木等指標値の確認 ・購入伝票等による原木の安全性の確認 ・放射性物質検査又は検査証による安全確認	
ほだ木作り（仮伏せ、本伏せ）工程					
仮伏せ・本伏せ場所	・水	・重金属等の有害物質（注１）	・原水自体の汚染	・水源が重金属等に汚染されていないことの確認 ・汚染された地表水の流入により、きのこ生産場所が汚染される可能性の確認 ・廃棄物、有毒物質等の適切な管理 等	
発生・収穫（浸水、発生、収穫）工程					
発生施設	・発生舎	・異物	・発生舎の衛生管理不良 ・ネズミ、キノコバエなどの侵入	・発生舎の清潔さ維持 ・ネズミ、キノコバエなどの生息点検と防除（施設点検、補修、清掃、駆除）	
	・水	・重金属等の有害物質（注１）	・原水自体の汚染	・水源が重金属等に汚染されていないことの確認	
	・増収剤	・有害物質	・食品添加物以外の増収剤の使用（注３） ・浸水時の使用方法の不備	・購入伝票等による添加成分の確認　（注３） ・適切な使用方法の徹底	
	・作業用具	・異物	・収穫作業用具の衛生管理（清掃/洗浄）不良	・収穫作業用具の清潔さ維持とメンテナンス	
選別・包装工程					
選別・包装施設	・作業者の衛生	・異物	・作業者の衛生管理不良	・作業服の清潔さ維持	
	・選別・包装施設	・異物	・選別・包装施設の衛生管理不良 ・ネズミ、キノコバエなどの侵入	・選別・包装施設の清潔さ維持 ・ネズミ、キノコバエなどの生息点検と防除（施設点検、補修、清掃、駆除）	
	・容器 ・包装資材	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い	
	・作業用具・機械	・異物	・作業用具・機械の衛生管理不良	・作業用具・機械の清潔さ維持とメンテナンス	
保管・出荷工程					
保管・出荷	・保管施設（冷蔵庫）	・異物	・保管施設（冷蔵庫）の衛生管理不良 ・小動物・衛生昆虫の侵入	・保管施設（冷蔵庫）の清潔さ維持とメンテナンス ・小動物・衛生昆虫の生息点検と防除（施設点検、補修、清掃、駆除）	
	・容器	・異物	・不適切な保管及び取り扱い	・保管環境の清潔さ維持及び衛生的な取り扱い	
	・運搬車両	・異物	・運搬車両の衛生管理（清掃/洗浄）不良	・運搬車両の清潔さ維持とメンテナンス	

（注１）産地の実態に応じたオプション事項（特に地域性のある事項）

（注２）産地の実態に応じたオプション事項（プロセスチェック方式が適正に行われているかの定期的診断事項）

（注３）生しいたけ原木栽培の増収剤として使用することが望ましい食品添加物等は、以下のとおりである。

①　コーデックスで規定する一日摂取許容量を特定または制限しないものとする。

②　有機農産物の日本農林規格の別表１及び３に掲げられるものとする。

産地・団体事務局用（例）【原木しいたけ栽培】

工程	産地［生産部会等］の取組（チェック項目）	ﾁｪｯｸ・実施率	○	△	×	備考（評価）	対応生産者用チェックリストNO
共通事項	チェックシートの提出率	%					
	食品安全ＧＡＰや安全・安心などに関する研修会の開催等の情報提供を行いましたか						
	記録の保持と必要に応じて消費者に適切な情報を提供しましたか						
	原木の放射性物質検査又は検査証により安全性を確認しましたか						
	原木の産地、検査証、入荷日等の記録を残しましたか						
	水道水以外を使用する生産者に水質検査を指導しましたか						
植菌	原木生育場所の環境汚染の有無の確認を指導しましたか						
	原木の受け入れ記録と管理の実施率	%					
	種菌の受け入れ記録と管理の実施率	%					
	植菌日、はだ場の区分、作業者などの記録の実施率	%					
ほだ木作り	ほだ場周辺で除草剤を使用する場合に、原木への飛散防止が行われましたか						
発生・収穫	施設の整理・整頓・清掃の実施率	%					
	増収材は適切に適正に管理・保管が行われましたか						
	収穫物の衛生的な取扱いが行われましたか						
	ほだ場周辺で除草剤を使用する場合に、原木への飛散防止が行われましたか						
選別包装	収穫物の衛生的な取扱いが行われましたか						
	選別、包装日、作業者などの記録の実施率	%					
	定期的な各施設・機械の清掃・点検の実施率	%					
保管出荷	収穫物の衛生的な取扱いが行われましたか						
	施設の整理・整頓・清掃の実施率	%					
	定期的な各施設・機械の清掃・点検の実施率	%					
総合	一連の生産工程管理で改善が必要な事項について検討の実施率	%					

※ チェック欄：十分：○、まあまあ十分：△、不十分：×

実施率＝（実施者数／部会員）×100

生産者用(例)【原木しいたけ栽培】

ＮＯ	工程	分　類		チェック項目	頻 度	チェック	備考（できなかった理由など）
1	共通事項	水（原水）	水（原水）	◎水源が明らかであるか（水道水・地下水・その他）、上流の環境汚染の有無を確認しましたか	年　回		
2			水質検査	△水道水以外の原水を使用する場合、水質検査を実施しましたか	年　回		
3		作業者	教育訓練	◎衛生的な取扱いのための職場研修等を実施しましたか	年　回		
4		記録の保持	情報提供	◎記録の保持とＪＡなどへ情報提供を行いましたか	随時		
5	植菌	原木	受入	◎原木生育場所の環境汚染の有無の確認をしましたか	随時		
6				◎原木の放射性物質検査又は検査証により安全性を確認しましたか	随時		
7				◎原木の産地、検査証、入荷日等の記録を残しましたか	随時		
8				◎原木の産地及び入荷日等の記録を残しましたか	随時		
9		種菌	受入	◎種菌に関する記録を残しましたか	随時		
10			植菌	◎植菌日・ほだ場の区分・作業者などを記録し、その記録を残しましたか	随時		
11	ほだ木作り	薬剤散布	薬剤散布	◎ほだ場周辺で除草剤を使用する場合は、原木への薬剤の飛散防止に配慮しましたか	随時		
12	発生・収穫	発生舎	発生舎	◎発生舎は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	毎日		
13			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はありませんか	毎日		
14				◎ネズミ・キノコバエなどの防除または駆除の管理記録を残し、保管しましたか	月　回/毎日		
15		増収剤	受入	◎増収材は購入先に成分を確認し、購入伝票などを保管しましたか	随時		
16			保管	◎増収材は、資材ごとに区分し、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	随時		
17				◎増収材の入出庫管理記録を残し、保管しましたか	随時		
18			使用基準	◎増収材は、使用基準どおり使用しましたか	随時		
19		作業用具（収穫）		◎収穫作業用具の清潔さを確認しましたか	毎日		
20				◎収穫物に異物が混入していないか目視等で確認しましたか	毎日		
21		薬剤散布	薬剤散布	◎ほだ場周辺で除草剤を使用する場合は、原木への薬剤の飛散防止に配慮しましたか	毎日		

ＮＯ	工程	分　類		チェック項目	頻 度	チェック	備考（できなかった理由など）
22	選別・包装	作業者	衛生管理	◎衛生的で清潔な作業衣、帽子、履物を着用しましたか	毎日		
23				◎喫煙・喫食は定められた場所のみとしましたか	毎日		
24			掃除用具	◎掃除用具は決められた場所に保管し、常時使用できる状態にしましたか	毎日		
25		選別・包装施設	選別・包装施設	◎選別・包装施設内は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	毎日		
26				◎封ろうなどの異物が混入していないか目視等で確認しましたか	毎日		
27				◎選別・包装日、ロット区分、作業者などを記録し、その記録を残しましたか	毎日		
28			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はありませんか	毎日		
29				◎ネズミ・キノコバエなどの防除または駆除の管理記録を残し、保管しましたか	月　回/毎日		
30		容器 包装資材		◎容器・包装資材は、衛生的に管理・保管しましたか	毎日		
31		作業用具・機械		◎作業用具・機械は、定期的なメンテナンスと清掃を実施しましたか	月　回/毎日		
32	保管・出荷	保管・出荷施設	保管施設（冷蔵庫）	◎保管施設（冷蔵庫）は、整理・整頓・清掃（３Ｓ）を実施しましたか	毎日		
33				◎設備・器具類は、定期的なメンテナンスと~~清~~掃を実施しましたか	月　回/毎日		
34				◎生産物の放射性物質検査を実施しましたか	随時		
35				◎保管中の温度を定期的に計測・記録し、その記録を残しましたか	毎日		
36			小動物・衛生昆虫	◎ネズミ・キノコバエなどの発生、侵入、棲息の痕跡はありませんか	毎日		
37				◎ネズミ・キノコバエなどの防除または駆除の管理記録を残し、保管しましたか	月　回/毎日		
38		容器		◎容器は、衛生的に管理・保管しましたか	随時		
39	総合			◎一連の生産工程管理で改善が必要な事項について検討を行いましたか	年　回		

※ ◎は推奨項目、△は産地の実態に即した選択項目として、例示しました。

※ チェック欄:　十分：○、まあまあ十分：△、不十分：×

（６）飼料作物

飼 料 作 物 の 一 般 的 生 産 工 程 図 （例）

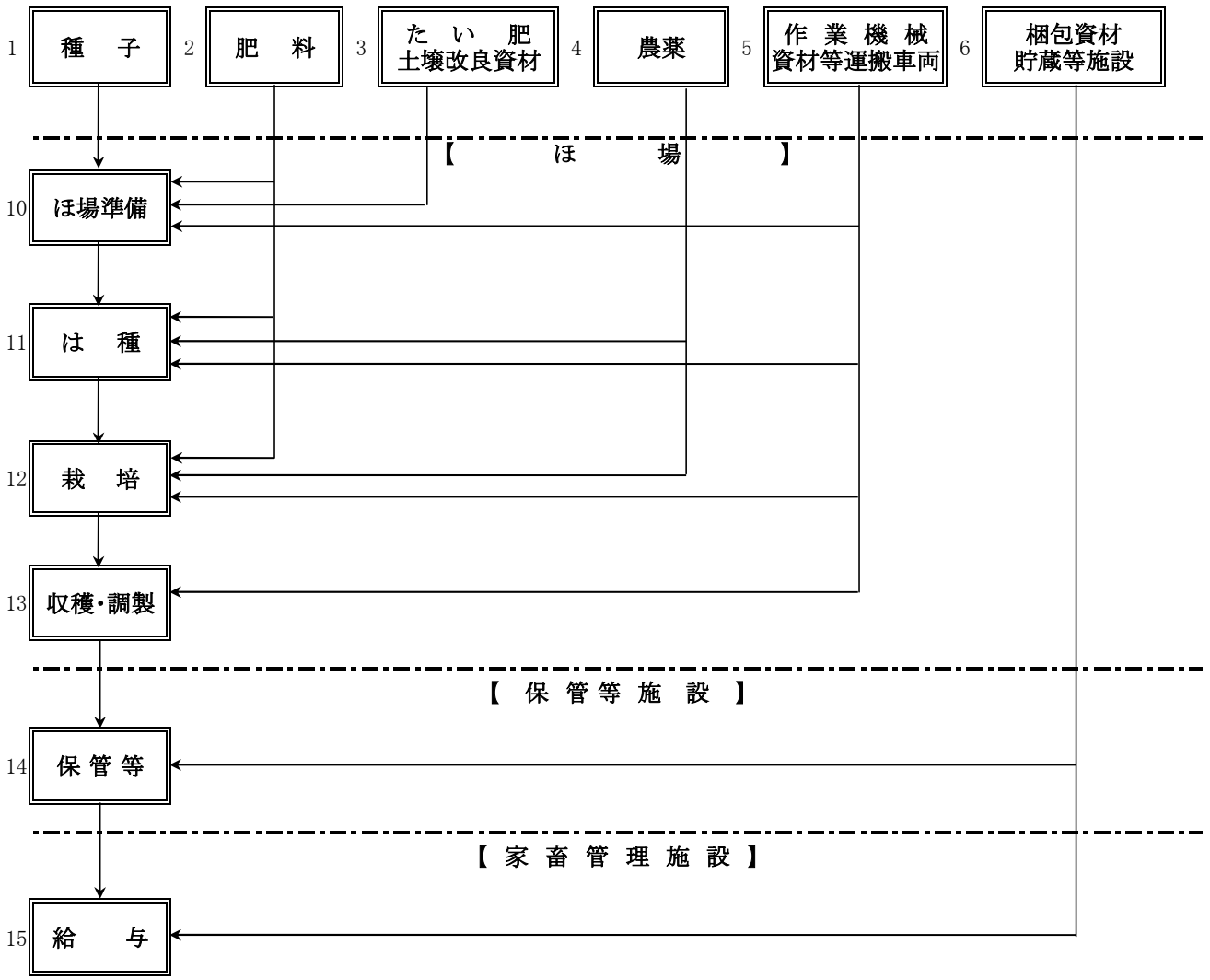

ほ場準備	・たい肥、土壌改良資材、肥料の施用 ・耕起砕土、整地など
栽 培	・農薬散布、病害虫防除 ・追肥 など

○飼料作物の生産工程とリスク管理の内容

エリア	管理対象	食品危害要因	危害をもたらす要因	対策方法
ほ場準備・は種・栽培・収穫工程				
ほ場	・土壌	・重金属等有害物質	・前作、土地の生産履歴 ・周辺環境の汚染	・前作、土地の生産履歴の確認 ・有害物質による汚染はないか周辺環境の確認、廃棄物の処理
	・種子	・病原微生物	・種子の保管管理不良	・購入元の種子証明書、購入伝票等による確認
	・農薬	・登録のない農薬等 ・基準値以上の残留農薬	・作業者の保管管理不良 ・農薬の使用方法の不適	・適切な保管管理と購入伝票等による登録農薬の確認 ・登録農薬の使用と農薬使用基準の遵守の徹底 ・発生予察情報等に基づく防除適期の把握と地域の防除指針に従った 的確な防除
	・肥料 ・たい肥 ・土壌改良資材	・重金属 ・病原微生物 ・硝酸態窒素	・肥料、たい肥の原材料等による汚染 ・保管時の衛生管理不良 ・未熟たい肥の施用 ・過剰なたい肥施用	・購入伝票等による原材料等の確認 ・適切な保管環境の維持 ・完熟たい肥の適正量の施用
	・栽培管理	・雑草混入	・雑草防除の不適	・防除適期の把握と地域の防除指針に従った適時・的確な防除
	・作業機械 ・資材等運搬車両	・病原微生物 ・異物混入	・収穫作業機械、資材等運搬車両の管理(清掃、洗浄)不良 ・不適切な収穫作業及び取扱い	・収穫作業機械、資材等運搬車両の点検維持 ・適正な収穫作業及び取扱い
	・梱包資材	・異物混入	・不適切な収穫作業及び取扱い	・適正な収穫作業及び取扱い
調製・保管工程				
調製・保管施設	・梱包資材 ・調製施設 ・保管施設	・異物混入 ・かび ・病原微生物	・保管施設の管理不良 ・小動物・衛生害虫の侵入	・保管施設の清潔さ維持と適切なメンテナンス ・保管施設や収穫物の定期的な点検 ・小動物・衛生害虫の生息点検と防除(施設点検、補修、清掃、駆除)
給与工程				
家畜管理施設	・梱包資材 ・家畜管理施設	・異物混入 ・病原微生物	・小動物・衛生害虫の混入 ・家畜管理施設の衛生管理施設の衛生管理不良	・適正な取扱い
	・給与作業	・異物混入	・作業者の給与方法の不適	・異物やかびの混入に注意して給与

飼料作物のGAP項目（例）

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
飼料安全	ほ場環境の確認と衛生管理	1	◎	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	・ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認 ・汚染された地表水の流入により、ほ場が汚染される可能性の確認 ・廃棄物や資材等が適切に管理されており、これらが生産物を汚染する可能性がないことを確認　等	農業者	
	農薬の使用	2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬適正使用に係る研修会の開催や参加による知識の習得	産地・団体事務局 農業者	・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	・農薬を使用する前に農林水産省の登録番号があることを確認	農業者	・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
		4	○	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・農薬使用前に防除器具等を点検し十分に洗浄されていることを確認 ・農薬使用後に防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所を十分に洗浄	農業者	・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
		5	◎	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）	農薬の使用の都度､容器又は包装の以下の表示内容を確認 ・農薬を使用できる飼料作物 ・農薬の使用量 ・農薬の希釈倍率 ・農薬を使用する時期（収穫前の使用禁止期間） ・農作物に対して農薬を使用できる回数（使用前に記録簿を確認） ・農薬の有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない） ・農薬の使用上の注意	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）
		6	◎	飼料用稲の場合、上記5番に加え、関連通知で定める農薬の種類、使用方法を守って農薬を使用	・飼料用米については出穂期以降の農薬散布を控えるか、安全性の確認された農薬を使用 ・上記の対応が取れなかったときは、籾摺りをして玄米で家畜に給餌 ・稲わら及び稲発酵粗飼料についても残留性に問題ない農薬を使用	農業者	・「飼料として使用する籾米への農薬の使用について」（平成21年4月20日付け21消安第658号・21生畜第223号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長、畜産部畜産振興課長通知） ・「稲を適用農作物とする農薬を使用した飼料の取扱いについて」（平成21年1月29日付け20消安第10847号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知） ・「稲発酵粗飼料用稲に係る農薬使用について（平成22年3月31日21生畜第2086号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）
		7	◎	農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）	農薬の飛散による周辺作物への影響を低減するための対策の実施 ・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供 ・農薬を使う際には、病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬散布 ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ・風向きを考慮したノズルの向きの決定 ・飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択　等	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） ・「農薬の飛散による周辺作物への影響防止対策について」（平成17年12月20日付け17消安第8282号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
	草地等の適正管理	8	○	飼料中のミネラルバランス、硝酸態窒素の過剰蓄積の防止に配慮した適正な施肥及び草種構成	・土壌分析を行い、適切な施肥 ・牧草等の特徴を把握し、草種構成を設定 ・必要に応じて牧草等の成分濃度を測定し、硝酸態窒素による家畜の中毒を防ぐ	農業者	・「草地管理指標」（平成19年8月農林水産省生産局公表）
		9	○	有毒植物の除去、隔離	・有毒植物の抜き取りや防除による除去	農業者	・「草地管理指標」（平成19年8月農林水産省生産局公表）
	飼料の調整	10	◎	規格又は基準に合わない飼料添加物の使用禁止（法令上の義務）	・飼料添加物を使用する場合は、販売業者に当該飼料添加物が規格・基準に適合しているかを確認する	産地・団体事務局 農業者	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号） ・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第40号）
		11	○	好気的変敗による変質・かびの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製	・ほ場で乾燥 ・水分15%以下 ・ロールベールラップサイレージは成形後、速やかに密封 ・ラップサイレージの移動による破損に注意	農業者	・「草地管理指標」（平成13年3月農林水産省生産局公表） ・「草地管理指標」（平成15年3月農林水産省生産局公表） ・「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知）

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
飼料安全	収穫・調製後の飼料の管理	12	◎	飼料の汚染や異物混入の防止のための衛生的な保存（法令上の義務）	・製造及び保管等の各段階おいて、かび毒、重金属等の有害物質、病原微生物により汚染されたもの又は異物等等が混入しないよう手順等を定めて、飼料を取り扱う ・動物性たんぱく質・動物性油脂については、対象家畜ごとに利用規制があるので、上記同様、各段階で混入しないよう飼料を取り扱う	産地・団体事務局 農業者	・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号） ・「草地管理指標」（平成13年3月農林水産省生産局公表） ・「草地管理指標」（平成15年3月農林水産省生産局公表） ・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知） ・「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインの制定について」（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知）
		13	○	飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有毒畜産物の生産等が確認された場合の適切な対応	・ただちにその旨を県等に連絡するとともに、被害の拡大を最小限とするため、当該飼料の出荷停止、回収その他必要な措置を講じる ・行政機関等が行う実態の把握、原因の究明等に協力するとともに、再度、違反飼料の製造等を行うことのないよう、確実な改善対策を講じる	産地・団体事務局 農業者	・「飼料の安全性の確保に係る家畜事故等発生時等の措置指針の制定について」（平成15年8月22日付け15消安第991号農林水産省消費・安全局長通知）
環境保全	新たな知見・情報の収集	14	○	作物の生産に伴う環境への影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集	・農業の環境負荷低減に係る研修会の開催や参加による知識習得	産地・団体事務局	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）
	農薬による環境負荷の低減対策	15	○	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬の散布液が余ることのないように、表示されている単位面積あたりの使用量と農薬を使用する農地の面積から、必要な量だけを秤量して散布液を調製すること	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）
		16	○	飼料用稲について、水田からの農薬流出を防止する対策の実施	・農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等の遵守。なお、止水期間は１週間程度とすることが望ましい。 ・畦畔等の整備による漏水防止 ・降水量が多くなる恐れがある場合には農薬の使用を中止　等	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） ・「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成19年3月28日付け18消安第14701号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）
		17	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・雑草の除去 ・病害虫に抵抗性がある品種の導入 ・輪作体系の導入 ・ほ場及びほ場周辺の清掃　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版） ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）
		18	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	産地・団体事務局 農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版） ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）
		19	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除の実施	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版） ・「総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）実践指針について」（平成17年9月30日付け17消安第6260号農林水産省消費・安全局長通知）
		20	○	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・農薬の使用量、使用回数を削減 ・飛散が少ない形状の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルの使用 ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ・風向きを考慮したノズルの向きの決定 ・農薬を散布する場合の近隣住民等への事前の周知	農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） ・「住宅地等における農薬使用について」（平成19年1月31日付け18農安第11607号農林水産省消費・安全局長通知）

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
環境保全	肥料による環境負荷の低減対策	21	○	土壌診断の結果を踏まえた肥料・たい肥の適正な施用や、県やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・たい肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計 ・県栽培指針、ＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ・施肥用機械・器具の点検・整備　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版) ・「草地管理指標」（平成19年8月農林水産省生産局公表)
		22	△	家畜ふん尿の施用に際し、たい肥化等の適正な処理の実施	・発酵期間を十分にとり、切り返し等を適切に実施し、完熟たい肥を製造 ・たい肥を購入する場合は、製造方法等を確認	農業者	・「草地管理指標」（平成19年8月農林水産省生産局公表)
		23	○	飼料用稲について、水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施	・浅水の状態での代かきの実施 ・あぜぬり、あぜシートの利用　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版)
	土壌の管理	24	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・標準的なたい肥施用基準に則したたい肥の施用 ・多毛作及び輪作 ・適切な土壌改良資材の選択・施用　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版)
		25	○	土壌の侵食を軽減する対策の実施（注１）	・適地における不耕起栽培　等	農業者	・地力増進基本指針(平成20年10月16日付け農林水産省公表) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版)
	廃棄物の適正な処理・利用	26	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬、農業機械等）の処理を委託	産地・団体事務局 農業者	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版)
	廃棄物の適正な処理・利用	27	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却しないこと ・住宅集合地域では焼却に伴って悪臭が生じるものを野外で大量に焼却しないこと	農業者	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号) ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号)
		28	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土づくりに利用（ほ場に還元） ・たい肥の原料、畜舎の敷料等の用途への仕向け　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版)
	エネルギーの節減対策	29	△	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ・適切な温度管理の実施 ・不必要な照明の消灯 ・エネルギー効率の良い機種の選択 ・バイオマスエネルギー、太陽熱、地熱、雪氷等新エネルギーの利用　等	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知) ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版)
	生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	30	△	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・鳥獣を引き寄せない取組を実施 ・侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防止対策の実施	農業者	・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号) ・「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」（平成20年2月21日農林水産省告示第254号)

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
労働安全	労働安全に係る知識、技術の習得等	31	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための機械の利用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得 ・農作業安全（応急対応含む）に係る研修や講習会等への積極的な参加	産地・団体事務局 農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
	危険作業等の把握	32	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備	産地・団体事務局 農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
	農作業従事者の制限	33	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等の制限 ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担への配慮 ・未熟な農作業者に対する熟練者による指導 ・準備体操や整理体操の実施 ・１日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ・定期的な健康診断の受診　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
	服装及び保護具の着用等	34	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時における、ヘルメットの着用 ・飛散物が当たる危険性のある場所における、保護めがね等の着用 ・回転部分にカバーできない場合における、袖口の締まった服装、帽子等の着用 ・高所作業時における、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 ・粉塵のある作業場所における、防塵めがねや防塵マスク等の着用 ・防除作業時における、作業衣、マスク等の着用と洗浄、保管　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
	作業環境への対応	35	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	・危険箇所の表示板設置等の実施 ・農道における、曲角の隅切、軟弱地の補強等の実施 ・ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ・高所における、滑り止め、手すり等の設置等の実施 ・酸欠の危険のある場所における、換気の実施、危険表示等の実施 ・暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ・寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ・粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） ・「サイロにおける飼料調製作業及び救護活動等にかかる安全確保について」（平成21年9月30日付け21生畜第1181号生産局畜産部畜産振興課長通知） ・「草地管理指標」（平成13年3月農林水産省生産局公表） ・「草地管理指標」（平成15年3月農林水産省生産局公表）
	機械等の導入・点検・整備・管理	36	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ・中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ・機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ・機械等において指定された定期交換部品の交換 ・安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ・保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） ・「農作業安全対策の推進について」（平成19年1月30日付け18生産第6674号農林水産省生産局長通知）
	機械等の利用	37	○	機械、装置、器具等の適正な使用	・機械等の取扱説明書の熟読、保管 ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際の、エンジン停止、昇降部落下防止装置の固定 ・乗用型トラクター使用時の、シートベルトやバランスウエイトの装着、移動時等の左右ブレーキの連結　等	農業者	・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知） ・「個別農業機械別留意事項」（平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局生産資材課長通知）
	農薬・燃料等の管理	38	◎	農薬、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）（注２）	・農業者等が留意すべき事項としての定められた以下事項の遵守 ①冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管 ②毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示 ③農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止 ④火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管 ⑤燃料のそばでの機械、工具の使用禁止	農業者	・毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） ・消防法（昭和23年法律第186号） ・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）
	施設の管理・運営体制の整備	39	◎	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	・施設の適正な管理・運営 ・施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	農業者	・「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）
	事故後の備え	40	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）（注３）	・死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ・道路等での第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入 ・事故により機械等が破損した場合に備えた任意保険への加入 ・作業委託先への任意保険への加入確認　等	農業者	・労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号） ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号） ・「農作業安全のための指針について」（平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知）

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
全般（共通）	技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	41	◎	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段決定前の段階における技術内容等の秘匿 ・活用手段の適切な選択（権利化、秘匿、公開） ・技術内容等の文書化 ・秘密事項の管理規程の整備　等	産地・団体事務局 農業者	・「農業の現場における知的財産取扱指針」（平成19年8月15日農林水産省企画評価課知的財産戦略チーム作成）
		42	◎	登録品種の育苗の適切な使用（法令上の義務）	・種子を許可無く他の農家等に譲渡したり、海外へ持ち出禁止 ・契約で自家増殖が禁止されている場合は、その内容に従う	産地・団体事務局 農業者	・種苗法（平成10年法律第83号） ・種苗法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）
	飼料製造業者等の届け出	43	◎	飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の事前の届け出（法令上の義務）	以下の場合は届出不要 ・飼料の消費者に対する販売を目的とする者であって、田において自ら生産した農産物を原料として飼料を製造する者	産地・団体事務局 農業者	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）
	飼料製造業管理者等の設置	44	◎	製造の方法の基準が定められた飼料を販売を目的として製造する場合の飼料製造管理者の設置（法令上の義務）	以下の場合、飼料製造管理者の設置が必要 ・抗菌性物質を含む飼料 ・防かび剤（プロピオン酸等）、インド産落花生油かすを含む飼料 ・尿素、ジウレイドイソブタンを含む飼料	産地・団体事務局 農業者	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）
	情報の記録・保管	45	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳形式でのほ場の位置、面積の記録、保存 ・ほ場の栽培履歴などの情報の記録　等	産地・団体事務局 農業者	
		46	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・次に掲げる事項の帳簿等への記載 ①使用日 ②使用場所 ③使用した飼料作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率	産地・団体事務局 農業者	・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号） ・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）
		47	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料に関する内容の記録、保存 （記録事項の例） ・施用日 ・施用場所 ・施用した飼料作物 ・施用した肥料の名称 ・施用面積 ・施用した量　等	産地・団体事務局 農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）
		48	◎	肥料、農薬等の購入伝票等の保存	・肥料・農薬の購入伝票等の保存	農業者	・「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知） ・環境と調和のとれた農業生産活動規範点検活動の手引き（平成17年4月版）
		49	◎	飼料の製造に関する記録、保存（法令上の義務）	・製造等について、帳簿を作成し、その都度記載すること ①製造年月日 ②製造した飼料等の名称 ③製造した飼料等の数量 ④製造に用いた原料の名称 ⑤製造に用いた原料の数量 ⑥製造に用いた原料の譲受けの年月日 ⑦製造に用いた原料譲受けの相手方の氏名又は名称 ・帳簿は８年間保存すること	農業者	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）
		50	◎	飼料の出荷に関する記録の保存（法令上の義務）	・飼料を譲り渡したときは、以下の事項を帳簿に記載すること ①譲渡年月日 ②飼料等の名称 ③飼料等の数量 ④飼料等の荷姿 ⑤飼料等の譲渡しの相手方の氏名又は名称 ・帳簿は８年間保存すること	農業者	・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号） 飼料用米の場合に関係する法令 ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）
	特定の米穀についての保管・処理	51	◎	飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管（法令上の義務）	・区分保管の実施 ・票せんによる用途の掲示	産地・団体事務局 農業者	・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号） ・米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）

目的	区分	番号	重要度	取組事項	対策	実施者	取組事項に関連する法令等
全般（共通）	特定の米穀についての保管・処理	52	◎	飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分（法令上の義務）	・紙袋等の包装及び伝票等に用途を表示 ・需要者に直接又は需要者団体を通じて販売 ・定められた用途に確実に使用されるよう措置	産地・団体事務局 農業者	・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号） ・米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）
	生産工程管理の実施	53	◎	生産工程管理の実施	以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容（複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む）を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存（注４） ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第二者（取引先）による点検、又は第三者（審査・認証団体等）による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用	産地・団体事務局 農業者	
	記録の保存期間	54	◎	記録の保存期間	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存（注５） ①飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５２条に係る帳簿については８年間（法令上の義務） ②米穀等の取引等に関する記録については原則３年間（法令上の義務を含む）（注６） ③①②以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間	産地・団体事務局 農業者	左記の①に関する法令等 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号） ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年7月24日農林省令第36号） 左記の②に関係する法令等 ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号） ・米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成21年財務省令・農林水産省令第1号）

（注１）土壌侵食を軽減する対策は、降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合に必要となる取組。
（注２）毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示については、法令上の義務。
（注３）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定める要件を満たす事業については労災保険への加入手続は、使用者の義務とされている。
なお、自営農業者であっても、特別加入することによって災害補償を受けることができることとなっている。
また、技能実習生を受け入れる場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）等に基づき労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じることが実習実施機関等に義務づけられている。
（注４）産地の農業者団体等が取組の効果を確認するために、必要に応じて収穫物中の残留農薬や汚染物質の検査等を行った場合はその結果も含む。
（注５）農業生産工程管理（GAP）を実践する観点からの記録の保存期間。
（注６）米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第６条及び米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令（平成21年財務省令・農林水産省令第1号）第７条に基づく期間の記録の保存は法令上の義務。

産地・団体事務局用(例)【飼料作物】

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	食品安全	1	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬の適正使用に係る研修会を開催しましたか		
	労働安全	2	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の利用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得に係る研修を実施しましたか ・農作業安全（応急処置を含む）に係る研修や講習会を実施しましたか		
		3	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所を把握し、危険マップなどの作成・配付を行いましたか ・農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制を整備しましたか		
	環境保全	4	○	作物の生産に伴う環境への影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集	・農業の環境負荷低減に係る研修会を開催しましたか ・農業の環境負荷低減についてチラシや広報などによる情報提供を実施しましたか		
栽培期間中	環境保全	5	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報を提供しましたか ・予察情報に基づく技術対策を周知しましたか		
収穫～給与	飼料安全	6	◎	飼料の汚染や異物混入の防止のための衛生的な保存（法令上の義務）	・製造及び保管等の各段階おいて、かび毒、重金属等の有害物質、病原微生物により汚染されたもの又は異物等が混入しないよう手順等を定めて、飼料を取り扱っていますか ・動物性たんぱく質・動物性油脂については、対象家畜ごとに利用規制があるので、上記同様、各段階で混入しないよう飼料を取り扱っていますか		
		7	◎	規格又は基準に合わない飼料添加物の使用禁止（法令上の義務）	・飼料添加物を使用する場合は、販売業者に当該飼料添加物が規格・基準に適合していることを確認しましたか		
		8	○	飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有毒畜産物の生産等が確認された場合の適切な対応	・速やかに、県等に連絡するとともに、被害の拡大を最小限とするため、当該飼料の出荷停止、回収その他必要な措置を講じましたか ・行政機関等が行う実態の把握、原因の究明等に協力するとともに、再度、違反飼料の製造等を行うことのないよう、確実な改善対策を講じましたか		
	特定の米穀についての保管・処理	9	◎	飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管（法令上の義務）	・区分保管を実施していますか ・票せんによる用途の掲示をしていますか		
		10	◎	飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分（法令上の義務）	・紙袋等の包装及び伝票等に用途を表示して販売していますか ・需要者に直接又は需要者団体を通じて販売していますか ・定められた用途に確実に使用されるよう措置をしていますか		
廃棄物の処理	環境保全	11	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を行いましたか ・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか		

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	12	◎	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段を決めるまで技術内容を秘匿しましたか ・活用手段を適切に権利化、秘匿、公開しましたか ・技術内容等を文書化しましたか ・秘密事項の管理規定を整備しましたか		
		13	◎	登録品種の育苗の適切な使用（法令上の義務）	・種子を許可無く他の農家等に譲渡したり、海外へ持ち出していませんか ・契約で自家増殖が禁止されている場合は、その内容に従っていますか		
	飼料製造業者等の届け出	14	◎	飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の事前の届け出（法令上の義務）	以下の場合以外は届出が必要ですが、届け出は済みましたか ・飼料の消費者に対する販売を目的とする者であって、田において自ら生産した飼料作物を原料として飼料を製造する者		
	飼料製造業管理者等の設置	15	◎	製造の方法の基準が定められた飼料の販売を目的として製造する場合の飼料製造管理者の設置（法令上の義務）	以下の場合、飼料製造管理者の設置が必要ですが、届け出は済みましたか ・抗菌性物質を含む飼料 ・防かび剤（プロピオン酸等）、インド産落花生油かすを含む飼料 ・尿素、ジウレイドイソブタンを含む飼料		
	記録の保管	16	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳型式でのほ場の位置、面積を記録、保存していますか ・ほ場の栽培履歴などの情報を記録していますか		
		17	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬の使用に関する以下の内容の記録が保存されていますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した飼料作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		
		18	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料の使用に関する内容の記録が保存されていますか （記録事項例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した飼料作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		
	生産工程管理の実施	19	◎	生産工程管理の実施	・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定していますか ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しをしていますか ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用していますか		
	記録の保存期間	20	◎	記録の保存期間	・米穀等の取引等に関する記録について、原則３年間保存されていますか ・米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存されていますか		

生産者用(例)【飼料作物】

◎ 必須　○ 重要　△ 努力

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	飼料安全	1	◎	ほ場やその周辺環境（土壌や汚水等）、廃棄物、資材等からの汚染防止	・ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途を確認しましたか ・汚染された地表水の流入により、ほ場が汚染される可能性を確認しましたか ・廃棄物や資材等が適切に管理されており、これらが生産物を汚染する可能性がないことを確認しましたか		
		2	◎	農薬の使用に当たっての必要な知識の習得	・農薬の適正使用に係る研修会へ参加しましたか ・営農指導員等から農薬の適正使用に係る指導を受けましたか		
		3	◎	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止（法令上の義務）	・農薬を使用する前に農林水産省の登録番号があることを確認しましたか		
		4	○	有毒植物の除去、隔離	・有毒植物の抜き取りや防除による除去を実施しましたか		
	環境保全	5	○	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり	・病害虫等の発生源植物の除去、抵抗性品種の導入、輪作体系の導入、ほ場及びほ場周辺の清掃等を実施していますか		
		6	○	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥量の把握	・土壌診断を実施しましたか ・診断結果等に基づく施肥指導を受けましたか		
		7	○	土壌の侵食を軽減する対策の実施	・適地における不耕起栽培等に取り組んでいますか		
		8	△	鳥獣を引き寄せない取組等、有害鳥獣による農業被害防止対策の実施	・鳥獣を引き寄せない取組を実施しましたか ・侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防止対策の実施しましたか		
	労働安全	9	◎	安全に作業を行うための機械の利用方法等の知識・技術の取得	・安全に作業を行うための農業機械の使用方法、作業上の注意事項等の知識・技術の取得研修を受講しましたか ・農作業安全（応急処置を含む。）に係る研修や講習会を受講しましたか ・必要な免許や資格を取得していますか		
		10	◎	農業生産活動における危険な作業等の把握	・危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握していますか		
		11	◎	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施	・農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善を行っていますか ①危険箇所の表示板設置等の実施 ②農道における、曲角の隅切、軟弱地の補強等の実施 ③ほ場出入り口における、傾斜の緩和、幅広化等の実施 ④高所における、滑り止め、手すり等の設置、危険な枝の剪定等の実施 ⑤暑熱環境における、水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 ⑥寒冷環境における、急激な温度変化への注意、定期的な休憩等の実施 ⑦粉塵環境における、粉塵発生源の囲い込み、吸引等の実施　等		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
栽培前	労働安全	12	◎	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理	・機械、装置、器具等の安全装置等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な保管等を実施していますか､又は実施を確認していますか ①機械導入時の、型式検査合格証票又は安全鑑定証票の有無の確認 ②中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 ③機械等の使用前の、安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ④機械等において指定された定期交換部品の交換 ⑤安全に出入りができ、機械等の点検・整備を行いうる格納庫の整備 ⑥保管時における機械等の昇降部の下降と鍵の管理　等		
	施設の管理・運営体制の整備	13	◎	施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化	・施設の管理者とオペレータとの責任分担が明確になっていますか		
	事故後の備え	14	◎	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）	・死亡やけがに備え、労働者災害補償保険等に加入（ただし、法令上の要件を満たす労働者等の加入は使用者の義務）していますか、又は加入を確認していますか ・道路等での第3者を巻き込んだ事故に備え、任意保険に加入してますか ・事故により機械等が破損した場合に備え、任意保険に加入していますか		
	農薬・燃料等の管理	15	◎	農薬、燃料等の適切な管理（法令上の義務を含む）	・冷涼・乾燥した場所で、部外者が立ち入らない場所で農薬の保管をしましたか ・毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止を行うとともに、容器・貯蔵場所の表示をしていますか ・農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえをしていませんか ・火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所で燃料の保管をしていますか ・燃料のそばでの機械、工具の使用をしていませんか		
病害虫防除	環境保全	16	○	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施	・発生予察情報に基づく防除を実施しましたか		
		17	△	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施	・天敵や粘着版等農薬以外の防除手段を活用していますか		
	飼料安全	18	○	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	・農薬使用前に防除器具等を点検し十分に洗浄されていることを確認しましたか ・農薬使用後に防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所を十分に洗浄しましたか		
病害虫防除	飼料安全	19	◎	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用（法令上の義務）	・容器又は包装の表示内容（①農薬の使用量、②農薬の希釈倍率、③農薬を使用する時期（収穫前の使用禁止期間）、④飼料作物に対して農薬を使用できる回数（使用前に記録簿を確認）、⑤農薬の有効期限（有効期限を過ぎた農薬は使用しない）、⑥農薬の使用上の注意を確認しましたか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
病害虫防除	飼料安全	20	◎	飼料用稲の場合、上記19番に加え、関連通知で定める農薬の種類、使用方法を守って農薬を使用	・飼料用米については出穂期以降の農薬散布を控えるか、安全性の確認された農薬を使用していますか ・上記の対応が取れなかったときは、籾摺りをして玄米で家畜に給餌するよう、畜産農家に周知していますか ・稲わら及び稲発酵粗飼料についても残留性に問題ない農薬を使用していますか		
		21	○	農薬散布時における周辺作物への影響の回避（法令上の義務）	・周辺の飼料作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用する農薬の種類等に係る情報提供を行いましたか ・ドリフト低減の対策は充分ですか（専用ノズルの使用、風の強さ・向き）		
	環境保全	22	○	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	・天候や時間帯（通学時間帯を避けるなど）に配慮し農薬散布を行っていますか ・周辺の住民に対して、事前に農薬散布について十分に情報提供を行いましたか ・ドリフト低減の対策は充分ですか（専用ノズルの使用、風の強さ・向き）		
		23	○	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製	・農薬の散布液が余ることのないように、必要な量だけを秤量して散布液を調製していますか		
		24	○	飼料用稲について、水田からの農薬流出を防止する対策の実施	・農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を遵守し止水（１週間程度）を行いましたか ・畦畔等の整備による漏水防止を行いましたか		
施肥	環境保全	25	△	家畜ふん尿の施用に際し、たい肥化等の適正な処理の実施	・発酵期間を十分にとり、切り返し等を適切に実施していますか。 ・購入たい肥は、製造方法等を確認していますか。		
		26	○	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施	・標準的なたい肥施用基準に則したたい肥の施用等に取り組んでいますか		
		27	○	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、県栽培指針やＪＡの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施	・県栽培マニュアル、ＪＡの栽培歴等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を実施していますか		
		28	○	飼料用稲について、水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施	・浅水代かきを実施しましたか ・あぜぬり、あぜシートを利用していますか		
	飼料安全	29	○	飼料中のミネラルバランス、硝酸態窒素の過剰蓄積の防止に配慮した適正な施肥及び草種構成	・土壌分析を行い、適切な施肥を実施していますか ・牧草等の特徴を把握し、草種構成を設定していますか ・必要に応じて牧草等の成分濃度を測定し、硝酸態窒素濃度を畜産農家に周知していますか		
収穫～給与	飼料安全	30	○	好気的変敗による変質・かびの発生や異物混入等の防止のための飼料の適切な調製	・ほ場で乾燥していますか ・水分は15%以下ですか ・ロールベールラップサイレージは成形後、速やかに密封していますか ・ラップサイレージの移動による破損に注意していますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
収穫～給与	飼料安全	31	◎	飼料の汚染や異物混入の防止のための衛生的な保存（法令上の義務）	・製造及び保管等の各段階おいて、かび毒、重金属等の有害物質、病原微生物により汚染されたもの又は異物等が混入しないよう手順等を定めて、飼料を取り扱っていますか ・動物性たんぱく質・動物性油脂については、対象家畜ごとに利用規制があるので、上記同様、各段階で混入しないよう飼料を取り扱っていますか		
		32	◎	規格又は基準に合わない飼料添加物の使用禁止（法令上の義務）	・飼料添加物を使用する場合は、販売業者に当該飼料添加物が規格・基準に適合しているかを確認しましたか		
		33	○	飼料安全法等に違反する飼料の流通や飼料に起因する有毒畜産物の生産等が確認された場合の適切な対応	・速やかに、県等に連絡するとともに、被害の拡大を最小限とするため、当該飼料の出荷停止、回収その他必要な措置を講じましたか ・行政機関等が行う実態の把握、原因の究明等に協力するとともに、再度、違反飼料の製造等を行うことのないよう、確実な改善対策を講じましたか		
	特定の米穀についての保管・処理	34	◎	飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管（法令上の義務）	・区分保管を実施していますか ・票せんによる用途の掲示をしていますか		
		35	◎	飼料用米を生産する場合、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分（法令上の義務）	・紙袋等の包装及び伝票等に用途を表示して販売していますか ・需要者に直接又は需要者団体を通じて販売していますか ・定められた用途に確実に使用されるよう措置をしていますか		
	農作業安全	36	○	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限	・酒気帯び、薬剤服用、病気、妊娠、年少者、無資格者、一人作業等を制限していますか ・高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担について配慮していますか ・未熟な農作業者は、熟練者がついて監視していますか ・準備体操や整理体操を実施していますか ・１日あたりの作業時間の設定と適切な休憩の取得を行っていますか ・定期的に健康診断を受診していますか		
	服装及び保護具の着用等	37	◎	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管	・転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時にヘルメットを着用していますか ・飛散物が当たる危険性のある場所において、保護めがね等を着用していますか ・回転部分にカバーができない場合、袖口の締まった服装、帽子等の着用に心がけていますか ・高所作業時に、ヘルメット、滑りにくい靴、命綱等を着用していますか ・粉塵のある作業場所では、防塵メガネや防塵マスク等を着用していますか ・防除作業時に、作業衣、マスク等を着用するとともに、作業後は十分洗浄し保管していますか		
	機械等の利用	38	○	機械、装置、器具等の適正な使用	・機械等の取扱説明書を熟読し保管していますか ・機械等への詰まりや巻き付き物を除去する際、ｴﾝｼﾞﾝ停止、昇降部落下防止装置の固定を実施していますか ・乗用型ﾄﾗｸﾀｰ使用時の、ｼｰﾄﾍﾞﾙﾄやﾊﾞﾗﾝｽｳｪｲﾄの装着、移動時等の左右ﾌﾞﾚｰｷの連結を実施していますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
収穫～給与	エネルギーの節減対策	39	○	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減	・機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をおこなっていますか ・適切な温度管理を励行していますか ・不必要な照明の消灯を行っていますか ・エネルギー効率の良い機種を選択していますか		
	廃棄物の処理	40	○	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施（法令上の義務）	・資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物（廃プラスチック、から容器、空袋、農業機械等）の処理を委託しましたか ・地域の廃棄物（廃プラスチック、空容器、空袋、農業機械等）の回収を活用しましたか		
		41	○	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避（法令上の義務）	・農業を営むためにやむを得ないものを除き、廃棄物を野外で焼却していませんか		
		42	○	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施	・家畜の飼料に収集した残りの稲わら等をほ場へのすき込み等を行いましたか		
	技術・ノウハウ（知的財産の保護・活用	43	◎	農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用	・活用手段を決めるまで技術内容を秘匿しましたか ・活用手段を適切に権利化、秘匿、公開しましたか ・技術内容等を文書化しましたか ・秘密事項の管理規定を整備しましたか		
		44	◎	登録品種の育苗の適切な使用（法令上の義務）	・種子を許可無く他の農家等に譲渡したり、海外へ持ち出していませんか ・契約で自家増殖が禁止されている場合は、その内容に従っていますか		
共通事項	飼料製造業者等の届け出	45	◎	飼料の販売及び販売を目的として製造する場合の事前の届け出（法令上の義務）	以下の場合以外は届出が必要ですが、届け出は済みましたか ・飼料の消費者に対する販売を目的とする者であって、田において自ら生産した飼料作物を原料として飼料を製造する者		
	飼料製造業管理者等の設置	46	◎	製造の方法の基準が定められた飼料の販売を目的として製造する場合の飼料製造管理者の設置（法令上の義務）	以下の場合、飼料製造管理者の設置が必要ですが、届け出は済みましたか ・抗菌性物質を含む飼料 ・防かび剤（プロピオン酸等）、インド産落花生油かすを含む飼料 ・尿素、ジウレイドイソブタンを含む飼料		
	記録・保存	47	○	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存	・台帳型式でのほ場の位置、面積を記録、保存していますか ・ほ場の栽培履歴などの情報を記録していますか		
		48	◎	農薬の使用に関する内容を記録し、保存	・農薬の使用に関する以下の内容について記録していますか ①使用日 ②使用場所 ③使用した飼料作物 ④使用した農薬の種類又は名称 ⑤単位面積当たりの使用量又は希釈倍率		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

工程	目的	番号	重要度	関連事項	実施項目	チェック欄	実施できなかった理由・気づいた点
共通事項	記録・保存	49	◎	肥料の使用に関する内容を記録し、保存	・肥料の使用に関する内容について記録していますか （記録事項例） ①施用日 ②施用場所 ③施用した飼料作物 ④施用した肥料の名称 ⑤施用面積 ⑥施用した量　等		
		50	◎	肥料、農薬等の購入伝票等の保存	・肥料、農薬等の購入伝票等を保存していますか		
		51	◎	飼料の製造に関する記録、保存（法令上の義務）	・製造等について、帳簿を作成し、その都度記載していますか （記載事項） ①製造年月日 ②製造した飼料等の名称 ③製造した飼料等の数量 ④製造に用いた原料の名称 ⑤製造に用いた原料の数量 ⑥製造に用いた原料の譲受けの年月日 ⑦製造に用いた原料譲受けの相手方の氏名又は名称 ・帳簿は８年間保存していますか		
		52	◎	飼料の出荷に関する記録の保存（法令上の義務）	・飼料を譲り渡したときは、以下の事項を帳簿に記載していますか （記載事項） ①譲渡年月日 ②飼料等の名称 ③飼料等の数量 ④飼料等の荷姿 ⑤飼料等の譲渡しの相手方の氏名又は名称 ・帳簿は８年間保存していますか		
	生産工程管理の実施	53	◎	生産工程管理の実施	・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目（チェックリスト）を策定していますか ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しをしていますか ・自己点検に加え、客観的な点検の仕組み等を活用していますか		
	記録の保存期間	54	◎	記録の保存期間	・米穀等の取引等に関する記録について、原則３年間保存されていますか ・米穀等の取引等に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存されていますか		

は、生産履歴に盛り込むことで省略できる項目

参考２　ＧＡＰの国内外の動向

（１）海外でのＧＡＰの動向

ヨーロッパでは、流通業者などが自主的に設立した欧州小売業組合がEurep（ユーレップ）ＧＡＰを作成し、現在はGLOBALGAPとなっています。食品の安全に加え、品質保証、環境保全、労働安全・福祉も目的として、登録を受けた認証機関が農業者や農業者グループを認証する認証制度も取り入れています。

最近、中国、タイなども輸出競争力を確保するため、GLOBALGAPと同レベルのＧＡＰの策定・取組を進めており、ＧＡＰへの取組は国際的に広がりつつあります。

（２）食品安全のためのＧＡＰの国際基準の状況

食品の規格基準を検討している国際的な委員会であるコーデックスでは、生鮮果実・野菜の衛生管理、かび毒の行動規範をとりまとめていますが、統一的な基準ではなく、ガイドライン的なものです。

安全な農産物を生産する方法は、気象条件、土壌条件などによって大きく異なります。このため、ＧＡＰの項目や内容は、それぞれの地域の条件を考慮して、工夫することが大切です。

安全な農産物を生産・提供するためには、自分たちの産地にどのような課題があるのか、その解決にはどのような取組が必要なのかを考え、チェックリストを作り、確実に実施することが必要です。

（３）国内でのＧＡＰの動向

国では、「食料・農業・農村基本計画」において、食の安全確保に係る施策の展開を図る中で、ＧＡＰの取組が重要であることを明記し、マニュアルの策定や支援事業等により推進しています。

国内では、大手スーパーのイオンが独自のＧＡＰを導入している例や、ＮＰＯ法人日本ＧＡＰ協会が普及を進めているＪＧＡＰ（ジェイギャップ、Japan Good Agricultural Practice)の他、各都道府県等も独自のＧＡＰを推進しているなど、さまざまなＧＡＰが取り組まれています。

こうした中、国では、食品安全に加え、環境保全や労働安全のように幅広い分野を対象とする高度な取組内容を含む農業生産工程管理(ＧＡＰ)の共通基盤として平成22年４月に「農業生産工程管理(ＧＡＰ)の共通基盤に関するガイドライン」を策定した。

（４）ＮＰＯ法人日本ＧＡＰ協会（ＪＧＡＰ）

農業生産者が発起人となり2005年にＧＡＩ協会として発足、ＪＧＡＩ協会を経て2006年11月にＮＰＯ法人日本ＧＡＰ協会を設立し、日本の農場において、安全な農産物の生産、環境に配慮した農業、農業生産者の安全と福祉、適切な販売管理を実現するための手法として、ＪＧＡＰ(ジェイギャップ、Japan Good Agricultural Practice)を開発、その普及等を行っている。ＪＧＡＰは、現在、青果物、穀物、茶の管理点と適合基準が定められており、特に青果物については、GLOBALGAP同等性認証を取得しています。

参考及び引用文献

「食品安全のためのＧＡＰ」策定・普及マニュアル（初版）　農林水産省消費・安全局

ＧＡＰ手法導入マニュアル（平成20年1月）　農林水産省生産局生産技術課

http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/g_kaigi/200321/pdf/ref_data.pdf#search='ＧＡＰ手法導入マニュアル（平成20年1月）　農林水産省生産局生産技術課'

農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン
（平成22年4月21日付け 農林水産省生産局長通知）

http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/index.html